

# 監獄協會雜誌

第貳拾九卷  
第六號

明治二十二年五月創刊 每月一回 (二十四號行) (六月三十日發行)

# 監獄協會雑誌第二十九卷第六號目次

- 論 説 (一頁)
- 累犯防止と自由の命令 (莊田經綸)
- 免囚保護事業所感 (北島良吉) (一五頁)
- 講 演 (福島安正) (三一頁)
- 所感 (北島良吉) (三一頁)
- 譚 聲 (北島良吉) (三七頁)
- 獄裏の死生観 (革聲散史) (四三頁)
- 新談舊話 (北島良吉) (七六頁)
- 同鄉相憐 (犯人心理) (賤業の話) (北島良吉) (七六頁)
- 統 計 (針小棒大) (犯人心理) (賤業の話) (北島良吉) (七六頁)
- 説 林 (犯人心理) (賤業の話) (北島良吉) (七六頁)
- 大正五年四月中入出監竝月末在監人員表外三表 (北島良吉) (七六頁)
- 寄 書 (北島良吉) (七六頁)
- 自首に現はれたる少年受刑者の心理狀態 (北島良吉) (七六頁)

○東北六縣に於ける模範村の犯罪及保護：渡邊圓流  
○最近十三年間の死亡者に就て：鈴木勇

○通 信 (七〇頁)

○佛心會の追弔法要及講演會の概況  
○米澤便り  
○時事だより

- 保 護 (旭道生) (八四頁)
- 糞 報 (埼玉縣比企郡聯合保護會) (七八頁)
- 會 報 (埼玉縣比企郡聯合保護會) (七八頁)
- 叙 任 (埼玉縣比企郡聯合保護會) (七八頁)
- 會 報 (埼玉縣比企郡聯合保護會) (七八頁)
- 茶話會 (贈與金) (理事会就任) (七八頁)
- 輔成會 (報) (七八頁)
- 保護會支部増設及び加入 (保護會の移轉) (七八頁)

- 公 文 (小田原分監報告) (八五頁)
- 記 論 (小田原分監報告) (八五頁)
- 人供述の心理 (米國シンシン監獄の臨床醫學研究局) (少年犯罪の原因に就て) (北島良吉) (八五頁)
- 寄 書 (北島良吉) (八五頁)
- 自首に現はれたる少年受刑者の心理狀態 (北島良吉) (八五頁)

## 監獄協會雑誌第二十九卷第六號

編集  
説明  
小田原分監報告

### 累犯防止と自由の命令 (die Imperative der Freiheit)

莊田經綸

(一) 説

伊太利のセツテエイ氏は其著監獄の紀律に就ての視察 (Rivista) 中の條件附裁判てふ書中に於て曰監獄は囁き出したる食物を再び呑み下す甚た嫌忌すべき豪狗 (chacal) に比較するを至當とすと是れ司獄者に對する侮辱の言にあらずや假令其言は極端なりと雖も實際上累犯者の續出するを奈如せん蓋累犯の頻出する所以のものは固より社會の責に歸せざるべからざるもの尠からず即出獄者は改心して正業に就かんと決心せるも世人が前科者を攘斥するが爲めに職を得るに由なく終には生活にも窮し再び犯罪を敢てするに至るが如き是なり然れども假令斯

る困難に遭遇するも尙且惡事を反覆せざる迄に改心せしめ得す殊に出獄の當初より毫も改心の念なきものあるは司獄者に於ても亦其責を分たさるべからざると同時に是れが累犯防止の方法を尋繹せざるべからず

或は云ふ紀律を飽迄嚴正にし且之を厲行し外部より精神に訓練を與へ意志を秩序的に導き法規に率由する習慣に馴致せしめは出獄後法律を遵奉し社會に適應し得るに至り克く良民たらしめ得へしと然れども是れ司獄者が既に久しく孜々として體めつゝある所の手段なるにも拘はらず其結果は前叙の如く累犯の續出を避くる能はざるにあらずや論者必らず云はん是れ未だ其施行宜しきを得ざるに據ると然れども設令施行宜しきを得るも蓋し是れのみに依據するに於ては未だ充分に其目的を貫徹すること能はざるべし

夫れ人類の行為は突然思考するの暇なき場合の外通常之を行ふに先立ち心中に於て種々の誘因 (Native) 相競合し終に命令誘因 (Imperative Motive) に依りて決行せらる其所謂命令誘因はゾンド氏の説けるが如く強制誘因 (Motive des Zwangs) 及自由誘因 (die Motive der Freiheit) に二大別せられ前者は更に外的誘因内の誘因に區別せ

らる而之に就きウルヘン氏が其著犯罪人の心理學てふ書中に叙述せる其要旨は是等二者の強制誘因は單に道徳の表面的徵候 (Symptome) たるに止まり都合好き場合にのみ不道徳に反抗する耳にして是れに基きたる道徳は一旦偶然の事變に遭遇せば忽ち從來の正路を變するに至り毎に失敗に終る云ふに在りて強制命令は斯くの如く充分に非違を禁遏するに足らす是を以て觀れば外的誘因たる囚徒に對する紀律強制は一應は豫期の如く法律を遵守し得る良民たるに至らしめ得るが如きも是を持續して飽迄も種々の衝動と戰ひて屈せず撓まず克く其初心を貫き得るやに至りては保證し難し是他なし由來威壓干涉若くは威嚇なるものは囚徒の側より觀れば餘儀なく之に服従せるものにして内心より眞に悅服せるもの多からざるが故に威嚇力の及ふべき限度内に於ては其効果を保持することを得へきも一旦威壓干涉の力の及ばざるに至らば放恣横暴の舊態に復するの虞あた完全に非違を禁遏するに足らざるに至ては一なり唯夫れ如何なる事情に會し

又は如何なる衝動に逢ふも尙克く確實に非違を禁退し得るものは自由の命令 (die Imperative der Freiheit) あるのみ是蓋し自制と雖とも復外部強制と均しく機械的にして且受働的のものなるが故に到底彼の眞に内心の歓びを有し何等の羈絆なく能働的なる自由命令に如かさればなり故に須らく自由命令を要求せざるべからず

抑自由命令はグンド氏の説に従はゞ永續の満足 (die dauernde Befriedigung) 及人格的生活理想 (das Persönliche Lebensideal) に別たる是等の命令は誘因の競合を輒すぐ決定し必ず能く精神的命令を遂げ得るものたり由來道徳は只自己の意志に依りてのみ爲し得るものにして命令は本能の儘 (instinktmässig) に生し殊に最高命令は人格的生活理想の表示にして各個人の行爲は之に依りて決定せらるゝものなり換言せば最高命令は人格の發動に據る自己自由の意志より出つるものにして彼の強制に因る機械的のものゝ到底企及し得へき所にあらざるなり而此人格的生活理想は主として充分なる自覺的道徳の程度に達したる時に於て存在し得るものにして是實に恒久に正義を遂げしむるものなり更に詳言せば總ての因襲竝に機

械的より自由なる存在を保持し且固執し主張し以て時間空間の拘束を離脱し自由の實在を得自己中心に於ける惡傾向に對し飽迄自己を主張するものは所謂人格にして即ち人格は動的方面の觀察なり其靜的方面より觀たる永續性を名けて品性と稱するものなるが故に畢竟自己の意志主張を永續し克く衝動の奴隸たるを脱し物體を超越せる自覺生活を遂げ得るの極境に達したるものにして始めて眞に改心したるものとなし得べき而已故に因徒にして眞に改心し何如なる偶然の事情何如なる衝動の要求に逢ふも儼乎として其操守を變することなきに至らしむるには充分に自覺的道徳を養はざるべからず蓋し其方法は宗教を信仰せしむるに如くものなし何んとなれば宗教を信仰せば隨て神又佛を渴仰敬慕し自ら之に合一せんとするの傾向を生し之を永續するに於ては知らす識らすの間に品性を向上し終には自己主張自己の實在を實現し得るに至るべし此時に到らは何如なる誘惑如何なる衝動も最早左右する能はざるに至ればなり爰に於て始めて所謂眞の改心なるものはれ在り隨て克く累犯を杜絶することを得べし論者或は云ほん自由誘因は道徳の程度最高のもの内の強制誘因は其程度稍高き

ものに於て始めて行はるべきものなれば道徳の程度極めて低き犯罪人に對しては獨り外的強制に依據せざるべからざるは亦已むを得ざる所なり此故に犯罪人に對し直ちに自由命令を要望せんとするは一の空想にして勞するも効なけれど然れども吾人は之と所見を異にするものなり惟ふに道徳は必しも漸を逐ふて遞次若干の階段を經されは其至高の程度に達し得ざるものにあらず假令惡人と雖とも心機一轉忽ち善人と化し得へく奚んぞ彼れボーロが暗黒界を去りて光明界に入り龍樹が犯罪人より第二の佛陀と稱せらるゝ迄に改まりしのみに止まらんや凡愚の輩と雖とも復た斯くの如し且夫れ其善化する道徳程度に一定の制限なれば心機轉換の情況により直ちに能く自由命令の程度にも達し得へきは明なり蓋し是れが心機轉換は諸般の動機に基くものなりと雖とも殊に宗教的信仰に入るより生するもの多數を占む是畢竟涅槃經に大信心者即は佛性佛性者即は如來と說かれ唐の僧一行が其著す所の大日經の疏中に於て菩提心即は白淨信心義也と記しあるが如く眞に信仰に入るときは即其心は佛と合一し佛即心心即佛となるに職由すればなり

顧ふに孰れの宗教も世を救ひ人を度し其多くは常に自他共全を欲す隨て仁愛を念とせざるはなしと雖とも吾人を以て觀れば就中佛教を以て我國の囚徒に對する適當なる宗教なりと信す何となれば本來人類はグンド氏の云へるが如く各個人間に結合(Verbindung) 相互作用(Wechselwirkung) とあるが故に其共同生活を全ふし以て社會を保全することを得るものにして其所謂相互作用中には自から同情の念及利他の行爲なかるべからず而して佛教は心佛衆生を一體無二と觀るに依り常に自他平等利益を重するが故に佛教は自から社會保全の本旨に契合するものなれば佛教に依り囚徒をして同情及利他の觀念を養成せしめば復再び世を害し人を犯すことなかるべく更に佛に歸依すること益深く其極致に達せば終に佛に合一し得て克く之を聖化せしむるに足る隨て彼の自由命令の道徳程度に至るが如きは亦容易なり試みに吾人をして佛の偉大と其功德を說かしめよ吾人は毎に華嚴經八十華嚴入法界品を讀み如來清淨妙法身一切三界無倫匹以出世間言語道其性非有非無故雖無所依無不住雖無不至而不去如空中畫夢所見當於佛體如是觀三界有無一切法不能與佛爲譬喻譬如山林鳥獸等無有依空而住者大海摩尼無

量色佛身差別亦復然如來非色非非色隨應而現無所住虛空真如及實際涅槃法性寂滅等唯有如是真實法可以顯示於如來刹塵心念可數知大海中水可飲盡虛空可量風可繫無能盡說佛功德若有聞斯功德海而生歡喜信解心如所稱揚悉當獲慎勿於此懷疑念に到り未だ曾て讚嘆せすんはあらす蓋し佛教は數多の宗教中に卓越せる宗教にして殊に我國民の家庭に於て其大部分は祖先以來殆んど信奉せる所なるを以て之を導くに最も便宜あればなり

既に我國監獄に於ては佛教の僧侶をして教誨の任に當らしめあるも其數僅少にして教誨の教務に關する諸種の事務を處理せざるべからざるが故に一般的囚徒に亘り總集教誨以外に普く教を充分に説くの餘裕に乏しく設令教誨師のみにて之をなすに餘地ありとするも更に典獄より看守女監取締に至る迄成るべく自から佛教を信奉し看守長以上の上級司獄官は適當の機會に於て看守女監取締は最も多く囚徒に接觸するが故に居常其適當なる機會に注意し例へば工場へ出役するものに對しては食後の休憩時又夜間就寝の際若くは休日の午後等に於て晝夜獨居拘禁者に對しては暇あらば各監房に就きて囚徒を其信仰に導くことに努力

すること、なれば固より全般に亘り悉く豫期の如く其趣旨を徹透すること能はずとするも設令其希望の幾分にても達し得は累犯防止上裨益あるべきを信ず然りと雖ども監獄に於ける自由刑の執行は自由剥奪を本旨とし囚禁を手段方法となし其自由を奪ひ囚禁を強ゆる所の制限の範囲は一定の獄内規程の定むる所にして是れが規程の執行は特に公正且峻嚴を要す故に吾人は飽迄も紀律を勵行し以て刑罰の畏怖すべきを自覺せしめ尙ほ同時に衛生上に妨害なき限り成るべく時間に於ては長く量に於ては多き作業を課し苦痛の感を深からしめんと欲するは言を俟たずと雖ども唯夫れ感化は畏嚇と共に相並びて行刑の二大要件たる

が故に吾人は此方面に於ても上叙の如く更に一般の改善を加へ累犯防止上に資せんとするに外ならず固より刑罰は一般豫防を重すべきが故に或は特別豫防に偏し一般豫防の効力を發揮が如きは吾人の探らざる所なれば吾人の主張は毫もならず然らば則吾人の主張する所のものは彼の感化の大任を以て殆んど少數な斯る弊なきを信す而も此方法は其實行に先立ち司獄官吏に於て佛教を信奉することを要すべきに依り自から併せて同官吏の精神修養上に及ぼす利益も亦鮮少

る教誨師にのみ委するの觀あるものに比すれば其利益果して孰與ぞや

## 免囚保護事業所感

北島良吉

免囚保護事業の必要は學者に依て既に論盡せられ、其事業の施設に付ては熱誠なる幾多の保護會今や競て最善の努力を注かるゝを見る、從て研鑽日尙淺き予に於て免囚保護の理由を論し、其施設に付き畫策を爲すが如きは迂なる而已ならず、予の論するところは勢ひ悉く先人の語るところなるを以て所謂先輩の蓄音機に外ならず、而も之を完全に鼓吹し得ざる點に於て磨滅に近き平圓盤と其班を一にするものなり、然りど雖も格言は君子之を唱ふると小人之を述ふるとに依て其義を異にせず明珠は之を金屋に備ふると弊舎に移すとに依て光輝を二にするものにあらず、而も久しきに涉り幾度か繰返さるゝに依て格言は萬人の服膺踐行することとなり、明珠も亦依然として其光彩を發揮すべし、予は茲に司法大臣が先年地

方長官に對し爲したる訓示の一節を擧げ尙一二の所感を述べんとす、訓示の一節に曰く

「現今監獄事業の本領とする所は自由刑執行の爲め拘禁したる囚徒を懲治感化し過を改め善に就かしめ出獄後犯罪を再ひせさらしむるに在り此目的を達する爲め國家は斷へず監獄法規の改正と司獄官吏の精選に努め巨費を投じて獄舎の設備を完全にし囚人處遇の途に於て注意至らざる所なく（中略）左れば兇惡不逞の徒と雖も獄内の教養に因り真心前非を悔悟し出獄の後は必ず正業に就き勤勉力行往過の恢復を計り後來の良果を期する者渺しこせず然るに彼等か一度獄門を出づるや倚るに親族なく託するに住家なく衣に窮し食に困し餓寒ふするを屑とせず況んや衣食を貸賑し職業を授與することを之れ爲さんや此に於て乎元來意思薄弱の病ある出獄人等は自暴の念自棄の情之を抑へんと爲して抑ふる能はず終に無賴不義の舊態に復し再び罪辟の深淵に陥るを常とす事茲に至れば國家が巨費を投じて經營せる行刑の施設は何等の效なく多年丹

精を盡したる司獄官の苦心も一朝にして水泡に歸す出獄人保護の事業は實に此憫むべき刑餘の者を扶掖して正路に導き以て國家行政の大旨趣を貫徹せんとするものにして之を一般社會問題の上より觀れば慈善事業の先驅と云ふべく之を刑事政策の上より觀れば監獄事業の繼續と云はざるべからず其能く免囚保護の趣旨を宣明し得て殆ど餘蘊なく更に附言を要せざるなり、只夫れ監獄事業の繼續なりと云へる點に於て予は特に此機會に於て判檢事諸氏の猛省を乞はんとするものあり、監獄法第四條第二項に依れば判事及び檢事は監獄を巡視することを得との明文あり、其任意的規定たること明なりと雖ども、其巡視の趣旨たるや檢事に在りては起訴求刑の當否並に裁判の執行に關する結果が實際に適合せるや否や判事に在りては其言渡したる刑罰の實效如何を審査するに止まらず幾多裁判の資料に供せしめんと欲するに外ならず、舊監獄則に依れば判事巡視の範圍を拘留監に限定したりと雖ども監獄法に於ては前示の如く其已決たる未決たることを問はず、又管轄區域の如何を論せず其巡視を總ての監獄に及ぼさしむるに至りしは、主として判檢事をして前示の審査を爲さしめんか爲めなり

然れども其實際を考ふるに此趣旨に於て完全に巡視の行はれ居るや否や頗る疑なき能はず、官海に御役目主義なる通語久しく行はる、其形式一片を意味するものなりとか、予不敏にして事實の詳細を知らずと雖ども一二聞知するところに依れば、判檢事の監獄巡視は遺憾ながら此御役目主義の適用を受くるもの一なるが如し、若し夫れ御役目主義を事實なりとせば、則ち檢事は受刑者に付き自己の爲したる起訴の當否並に其求刑が實際に適合せりや否やを審査せず、判事は其言渡したる刑罰の威力が受刑者に及ぼせる效果等に付き何等の審査を爲さるが如し、把自己的起訴したる事件か有罪の判決ありたるに依り其職責を盡したるものと爲し又自己か言渡したる有罪の判決が確定したるの時を以て其任務の終了と心得るが如きは明に責任の原理を解せざるものにして社會道徳の觀念を缺如するものと云はざるべからず、蓋巡視規定の明文あるに拘はらず受刑者に對し越人が秦人の肥瘡を見るが如き觀ありとせば、監獄事業の繼續たる免囚保護に對する考慮如何の如きは多辯を要せずして明かなり、然れども社會の上流に立ち智識の淵藪を以て目せらるゝ判檢事諸氏にして、今尙出獄者に對し社會の公敵なりとして之

を蛇蝎視し之を排除せらるゝの謂れなかるべく、免囚保護事業は正義人道の要求するところにして社會自衛の義務に淵源せりとの見地より、共同責任の觀念を抱かるゝに於ては、予の論するところ或は杞人の憂に過ぎずして、巡視に關する如上の觀察も纔に一部の現象に止まるべく、大聲疾呼前記の訓令を繰返すの必要殆どなきか如し、只頃者教誨師某子に語て曰く、受刑者にして謹慎能く獄則を遵守すれば終始犯罪事實を否認するものあり、以て改悛の情ありとして假出獄の恩典に浴し得ざるが如く常に處置に窮せり、是必しも冤罪者なりと云ふにあらずと雖とも、關係責任者たる判檢事諸氏の一考を煩すを得ば至幸なりと、予も亦同感に堪へず、期梅雨に入り陰鬱の氣宇宙に満ち萬物倦怠の色あるの時特に此言を爲すと云爾

## 所 感

講演

陸軍大將男爵 福島安正君

私が今日諸君の御集りになる場合に何か御話をするやうにと云ふ御依頼がありまして、實は全く道の違ふことで諸君に御話をやうなことは極く乏しいのであります、それにも拘らず出ましたのは實に大膽な次第であります、又私に取つては非常に愉快に感するのであります、それは諸君は實に重大な任務を御有になつて居る、最も扱い悪い最も統御し悪い種々の多數の者を御扱ひになつて居る、所が其御扱ひになつて居る人を考へて見ますのに、良く行けば皆一事業を成すことの出來る、國家の爲に盡し得らるべき能力を有つて居る者と考へるのであります、極く莫迦な者とか、或は何を言つても物の解らぬ人間と云ふものは多くなからうと思ふのであります、皆一通りの頭を持つて居る、頭の用ひ方が違つた爲に不幸な境遇に陥つたと云ふのだらうと思ひます、其人間を御扱ひになつて居る

り、御指導になつて居るのでありますから、御指導に依つて翻然と自分が悪かつたと云ふことを覺醒して、是から立派な人間と成つて一家の爲め或は一郷の爲め、大きく言へば國家の爲に充分一つ働いて見やうと云ことになつたならば、是等の人間と云ふものは必ず用立つべきものであらうと思はれるのであります。世界の交通が益々敏捷になると同時に此世界と云ふものが非常に小さくなつて来るものであります。以前東京からして京阪地方に行くには十日も二週間も掛つたのである、又下ノ關あたりへ行くには三十日も四十日も掛つたのである、然るに今日はどうであるかと云へば五日あれば東京から支那の北京にも行ければ、三十日あれば世界の一週が出来ると云ふやうに小さくなつて居る、是は交通機關、即ち汽車や汽船の進歩に伴ふ結果であります。今より四五十年前にあつて今日のことを考へて見るごと云ふ丸で夢のやうなものであつて、到底出來得べからざるものと思ふことが多い、今からして十數年前のことになりますが「海底旅行」と云ふ小説が出來て、見たことがあつた、全く一つの小説に過ぎぬと云ふ考で居つた所が、今は實際に之を應用するに至つて大いなる地中海あたりを獨逸の潛航艇と云ふものが横行して、日本の歐羅巴と聯絡する所の船の安全を維持することが出來ぬと云ふやうな有様になつて居る、是は四五十年前に考へて見たならば丸で想ひ到らぬことであつたと思ふのであります、それから今日も青山の練兵場で飛行機の技術を示して居りますが、鳥の如くに空を

飛ぶと云ふことも、是も丸で想ひ到らぬことである、所が今は實際に現はれて益々是が進歩する、此進歩に依つて理想的に考へると云ふと佛蘭西の巴里からして日本の東京まで四日乃至五日で來られると云ふ計算も出来るのである、今考へるとそんなことがどうして出來やうかと思ふけれども、過去つた四五十年前からして今日現はれた所を以て考へると云ふと、今から十年、二十年或は三十年の後には、到底今の考で以て出來べからざることが出來るに違ひなからうと思ふのであります、今ですらも世界が小さくなつて、それが爲めにどの間に如何なる事があつても日本が直ちに其影響を受けることになつて居る、歐羅巴の大戰の影響がどうであるかと云ふと、今速記をする方がお書きになつて居る紙にまで影響が及んで居る、所で是より更に交通が敏活になつて今よりもう一層世界が小さくなつたならば、尙ほ日本が其影響を受けると云ふことは益々多大になるだらうと思はれるのであります、是は最も我々が注意をして苟も我が日本帝國には如何なる響きが來やうが、如何なる強敵が手を携へて聯合して來やうが、一步も地に足を踏込まざぬ、指一本差させぬと云ふ覺悟がなくてはいくまいと思ふ。さう云ふ譯でありますが、又一方から云ふと我に壓迫を受けた時分の覺悟と云ふことに付ては、今から奮つて一致して之に對すると云ふことがなくてはなりませぬが、又一方から言ふと非常に樂みがある、今我が國旗の翻る所の船と云ふものは殆ど世界到る處に往來して居る、即ち世界到

る處に門戸を開いて日本で用ひて居る所の大通があると見ても同じことである、退けば非常な危害を受け、進めば我々思や所の事柄に付ては何事に依らず十分智力、腕力を活動することが出来ると云ふ樂みがある、勤めれば出來勤めざれば破れると、斯う云ふ譯である。さう云ふ、有様でありますからして人間と云ふものは一人でも餘計欲しいと云ふ希望を、誰しも考へると云ふこと有つのであります、今御役になつて居る所の數萬の不良な、憐むべき人間と云ふものは、皆一通りの教育もあらうし、人相應の頭を有つて居るのであるからして、教育の用ひ方、頭の用ひ方が違つた爲に今のやうな境遇になつて居るのであるから、御指導に依つて翻然として是が自分の過を顧みて、一つしつかり盡して見やうと云ふことになつたならば、必ず御役に立つべき人間が出来るであらうと思ふ、是が頗る愉快な點でありますからして、諸君に御話をすると云ふことは一體難かしいのでありますするが、大膽にも愉快を以て出たのであります。

就て少し御話を進めやうと思ひますが、昨年以來少し健康を損じて居りますので、斯く多數御集りになつて居る諸君の總てに私の御話をする聲が達するか否やと云ふことは、自分でも甚だ心配して居ります、又途中で若し眩暈でもすると云ふことがあつた時分には遺憾ながら御免を蒙りますから……先づ例に伊太利を借りて參りませう、私が明治二十年に歐羅巴へ參りました時分には、伊太利の有様

## 講

はどう云ふ有様であつたかと云ふと、年々増加する所の人口は之を收用する所の伊太利の土地と云ふものと並行せぬのである、並行せぬ所からして食物が足らぬ、一人で食ふ物を一人に分けるか、或は飯を食ふて居つた者が粥を食はにやならぬ、又中等以上の教育を受けた者が生活の途に就くことが困難である、所で段々不良の徒が殖えたのである、強盜、竊盜は勿論の話、或は社會黨とか、或は暗殺團體とか云ふやうな聞いても穢らしいやうな團體と云ふものが澤山出來て、伊太利の國外にまで是が及んで、伊太利人を見れば必ず懷に先きの尖つた懷劍を持つて居るが如くに考へるやうになつて來た。

それは何であるかと云ふと、今御話をする土地と人の比例が取れないからして、高等の教育を受けた者が活路を得られない、教育の無い子供の亂暴るのは棒切れ位で済むが、教育を受けた所の人間が暴行する云ふ場合には、或は懷劍であるとか、拳銃であるとか、爆裂弾であるとか云ふことになつて來る、又財政も非常に困難に陥つて新聞雑誌に、或は識者の言ふ所に伊太利が此儘で行つたならば國を擧げて身代限りの悲境に陥りはせぬか知らぬと云ふやうな有様である、所がそれ以來僅か二十六七年後の有様はどうであるかと云ふと、歐羅巴列國中最も財政の裕かな國の一つになつて居る、今日見た所の飛行機の宙返りよりもまだ進歩したのである、今にも國を擧げて身代限りの有様になりはせぬか知らぬと思つたのが、歐羅巴列國中で最も財政の裕かな國の一つとなつて來る、さうなつて來

ると云ふと中等以上の教育を受けた者が學校を出てから活路に困ると云ふことはないのである、學校を出るのを待兼ねて居つて人が要求して之を使ふ、それから粥を食ふて居つたのが飯を食ひ、其飯と云ふのも以前三杯食つて居つた者が五杯食つても差支ないやうに國が發展して來た、さうなつて來る、卑屈の行為の爲に自分の生命までも犠牲にすると云ふやうな、さう云ふ馬鹿な人間は益々少くなつて來る、今は伊太利には暗殺黨とか、或は虛無黨とか、社會黨と云ふやうなものは頗る少くなつた、どうして僅か二十四五年の間に斯の如く變化をしたかと云ふと、即ち海外に向つての發展と云ふことである、年々殖える所の人間をどうしやうもない、海外に向つての發展である、多く出るのは南亞米利加或は北亞米利加、それから亞弗利加、近來得た所の伊太利のソマリランドであるとか、或はトリボリ其他亞弗利加の東岸に至るまでも伊太利人が出る、それから移住として南北亞米利加に出るのみならず、一時出稼人としては歐羅巴各國到る處伊太利人の居らぬ場處はない位になつて來た、三年前の統計を見るとき云ふと伊太利の一年の人口の増加は三十萬、外國へ出た者は三十五萬、さうすると云ふと一年に例へば三十五萬の伊太利人が外國へ出る、伊太利内地に居つた三十五萬の人間の食ふて居つたものが外へ行つて食ふだけでも大したものである、のみならず何れ外に出るこ云ふ者は頭も健全であり、身體も健全である、身體能力共に健康な者が出で活動するのであるからして必ず大事業を成す、

先づ行つた時分には一つの村落が出来る、それが大きくなつて町になり市になると云ふ風に益々發展をする、さうなつて來ると愛國と云ふ上からも、それから先祖代々の習慣と云ふ上からも、海外へ移住して居る者の日用品と云ふものは必ず本國の物を仰ぐと云ふことになり、唯其數十萬の人間が伊太利の外に出ると云ふのみならず、其出た者は本國から總ての物品を仰ぐと云ふことになりますからして、黙つて居つて伊太利内地の商工業と云ふものも非常に發展を爲すことになる、二十數年間續いたので七八百萬の伊太利人が出て居るに違ひない、さうすると七八百萬と云ふともう一つの可成りの國である、白耳義が六百萬、勃牙利が初めは二百萬、東ルーマニアを併して三百萬、尙ほマセドニアを併して今漸く五百萬、僅に五百萬、伊太利人が二十五年間海外へ出た數よりも少い、假りに人口八百万の一國の需要と云ふものを一つの國で引受けたものとするとはは廣大なものであつて、即ち取りも直さずさうである、伊太利内地から八百萬の人間が移住して居つて、それが伊太利内地の物を悉く仰ぐと云ふことになると、八百萬を有する大きな國の總ての需要を自分獨りで引受けて居る、斯う云ふことになるから是はなか／＼廣大なものである、それのみならず優者と劣者と接すると云ふと劣者が優者の趣味に引付けられるこ云ふことがある、伊太利人の行く處亞米利加インディアンと接する、或是亞弗利加の土人と接すると云ふことになると、其土人は伊太利人の飲料は何に限らず良いやうに思

ふ、伊太利人の食ひ物は何でも好いやうに思ふ、伊太利人の着る物は何でも好いやうに思ふから自然にそれを用ひると云ふことになる、今からして四五十年前のことを考へると云ふと一時は日本もさう云ふやうな風があつたらうと思はれる、日本に立派な米で搗へた酒があると云ふに拘らず、赤い色のした澁い葡萄酒と云ふものを飲んで喜んで居る、或は彼等が羅紗を着るから羅紗を着るが宜からう、彼等が石鹼を使ふから昔から日本で糠を使つて居つたのを止めて石鹼を使ふ、或は香水のやうなものを附けて喜んで居ると云ふやうに、物の良い悪いに拘らず、又日本の爲に利益であるなしに拘らず、彼等の用ひて居るものは何でも良いやうに思つて之を我國に輸入したことが澤山ある、教育のことなどでもそれが澤山あるに違ひない、良いことも這入つた代り非常に悪いことも這入つたに違ひない日本ですらもさうである、況や日本より數等違ふ所の亞米利加の土人であるとか、或は亞弗利加の土人になると云ふと其優者の趣味に引寄せられることが益々多い、私も直接見たのであるが、滿洲に軍隊を入れまして日本人と云ふものは約十萬に過ぎない、實に心細い話である、併ながら此十萬人の日本人が居る爲に内地の生産と云ふものが知らず識らずの間に大層増して居る、一昨年のことであるが、一年間に大連に陸揚をした所の澤庵を漬けた樽が五萬樽、それが十萬の日本人が居るので、毎日朝も晝も晩も漬物が無くつてはならぬ、唯十萬人の日本人が居る爲に日常用ひる所の澤庵大根の樽が五萬

樽揚つたと云ふ譯である、内地に於ては五萬樽だけの製造が増して居る、其他衣服類であるとか、或は雜貨であるとか、又は米麥であるとか云ふやうなものゝ大連に陸揚をする所の價格と云ふものは随分大きいものである、其外に矢張り今の優者と劣者と接すると云ふと劣者が優者の趣味に引寄せられる云ふ原則は矢張り同じことである、今まで支那人は長い煙管で刻んだ煙草を吸つて居つたのが、日本が紙巻煙草を吸ふのを見倣ふて營口で出来る所の紙巻煙草を頻りに吸つて居る、或は支那煙草の方が營口で出来る下等煙草より美味ひに違ひない、清潔であるに違ひない、けれども矢張り優者の方の眞似をして、それが爲めに營口の紙巻煙草の製造所では一日に二萬本位の煙草が出来る、そこを以て見ると云ふと八百萬の伊太利人が外へ出て居る、それが爲に知らず識らずの間に自然に伊太利内地の商業と云ふものは非常に發展をして居る、それから一時出稼に出て居る者は歸る度毎に必ず墓口に持てぬ位金貨を持つて歸る、さう云ふ有様であるから僅に二十四五年間の變化に依つて、今にも身代限りになりはせぬかと思はれたやうな國が歐羅巴で最も財政の裕かな國の一つになつて居る、實に此人生と云ふものは指導のやり方一つに依つてどうにでもならうと云ふ考を有つのである、一方から言ふて見ると悲しいことも出来る、一方から言ふて見ると非常に將來に望の多い愉快なことも出来て来る所以である。

所で今内地の有様はどうである、日本の人口と此土地から擧がる所の米鹽と云ふものが匹敵するや如何、是は我々最も注意しなければならぬ、六千萬の人口があれば六千萬石は出來にやならぬ、それからして鹽も一人一年の需要を先づ二十斤とする、二十斤は要するやうである、二十斤とすると云ふと十二億斤と云ふ鹽が無ければならぬ、それで果して内地に六千萬石の米が出來、十二億斤の鹽が出来るかどうであるか、所が遺憾で一番良い時でも五千四百萬石、鹽はどうである、一昨年の調べに據つて見る約十一億斤の鹽が要つて居る、十一億斤の鹽が内地で出来るかどうか、出來ぬのである、八億斤しかない、是が例へば羅紗の輸入が非常に多い爲に日本の經濟に影響がある、困つたものであるこ云ふ場合ならば、羅紗を止めれば宜しい、木綿を着る、冬になつて寒い時には木綿の中に綿を入れても宜い、雨が降つて濡めるならば防水布を被れば宜い、石鹼の輸入が多い爲に困るならば、石鹼を止めて昔のやうに袋の中に糠を入れて擦つて居れば澤山、洋酒の輸入の爲に困ると云へば洋酒を止め、米で出来た立派な酒もある、それから又何とか——濁酒とか云ふものがある、それでも宜いのである、けれども主食たる所の鹽と米はさう云ふ譯には行かない、米の代りに泥を食ふ譯にも行かなければ、鹽の代りに砂を嘗める譯にも行かない、是はどうしても無ければならぬ、それが不足を來たすと云ふことは大變な話である、今御話をすると通り五千四五百萬石しか良い時でも米は出來ない、そ

れから鹽は十一億斤要する所へ持つて來て八億斤しか無い、専門家の話を私が直接聽く所に據りますと、今頻りに各地方で耕地整理をして、蛇のやうになつて居る畔を眞直にして、それが爲に此處から五升餘計に穫れるやうになつた、或は此處から一斗餘計穫れるやうになつたと云ふ位まで手を着けて居る、尚ほ出来るだけ耕地整理をして小さな谷川の水までも應用して田を作るとしても、七千萬石と云ふものが日本の主食として得る所の米の最大限である、七千萬石と云ふものは即ち七千萬人の一年の食料である、所がそれが何時七千萬石穫れるやうになるかと云ふと、今からして各府縣共に一生懸命に盡力をして耕地整理をした所で、三十年の後でなければ七千萬石に達せぬと云ふことである、所が人口の増加はどうである、我々も非常に勉強をして子供を造る、二人で二人造れば殖えもせぬのであるが、私共は六人造つて居る、諸君も非常に勉強して澤山造られるに違ひない、併し人口の劇増と云ふものは是れ程國家の慶事はない、衰へる國と云ふものは人口の増加が少いのである、更に望の無い國と云ふものは人口が増せぬ處もある、又或る國に於ては減る處もある、蒙古とか、アフガニスタン、ペルシャンと云ふやうな國は人口が減るのである、人口の隆々として進む國と云ふものは非常に發展をする勢を有つて居る、是れ程お芽出度いことはない、日本は即ちそれである、併ながら一方からして主食の足らぬと云ふことが起つて来るからして之をどうしたら宜いかと云ふことになつて来る、

三十年経つて米が七千萬石しか出来ない、三十年の間我々が勉強して段々殖えて行く所の人口はどうなるであらう、丁度明治十四五年頃のことであつたと記憶して居りますが、英吉利のノルマンドンと云ふ汽船が遠州灘で沈んだことがある、其時分に便乗して居つた日本人と云ふものは一人も残らず海底の藻屑となつて、船を操縦して居つた所の船長以下水夫に至るまで悉く生命を全うしてあの附近の海岸に上陸をしたと云ふことで、日本の國情がなからく沸騰したのである、當時故人となられた福澤先生が唱歌を作つて人心を激勵されたことがある、其時分の一句を記憶して居りますが、日本人口三千五百萬……其時分は三千五百萬しかない、所が明治十五年以來今に到る迄何年経つて居ると思はれる、僅に三十何年に過ぎない、僅に三十何年に過ぎぬ中に殆ど人口は倍となつて居る、さうすると今から三十年の後の日本の人口と云ふものは無論一億を越えるに違ひない、一億を越えると云ふ場合になつて米が七千萬石しか出来ないとすると五千萬石の不足が出来る、之をどうするか、一人で食ふ物を二人に分けるとか、或は飯を食つて居つたものは粥を食ふと云ふことになつて来る、我々が五合飯を今食つて居つてすらもどうもひよろ／＼した人間が多く出来る、もつと剛健な精神を有つて、鋼鐵の如き身體を持つのが必要であると云ふ場合に、今まで食つて居つたものより半分しか食へない、粥を食はなければ活きて行けぬと云ふことになつたならば、實に國家の前途と云ふものが思ひ遣られる

けれども我々神州の男兒と云ふものはそんな意氣地の無いものではない、二人で一人食つて居つたものを分けるとか、或は飯を食つて居つたものを粥を食はなければならぬと云ふやうな有様になつても、平氣な顔をしてマア自然にどうかなるであらうと云ふやうな意氣地の無い考を有つて居る者は、我が神州の男兒には決して無い筈である、そんならどうするかと云ふ途を無論考へなければならぬ、是は大藏省の統計に據つても分ることであるが、確か明治四十三年であつたと思ひます、米の不足に付いて安南米とか、或は緬甸米とか云ふものを買入れた、それが爲に拂つた所の金と云ふものは一千數百萬圓、それからして四十四年にはそれが二千萬圓を越えて居る、四十五年、即ち大正元年には三千萬圓を越えて居る、是は大藏省の統計が明かに示して居る、そこで今假りに一年に六十萬の人口を増す、さうすると去年よりも今年は六十萬石餘計無くてはならぬ、其次の年は百二十萬石餘計無くてはならぬ、其次の年は百八十萬石餘計無くてはならぬ、是は年々六十萬づゝ但し鼠算で行くから何時までも六十萬ぢやない、八十萬になり百萬になる、斯う云ふ譯であるから益々其率は進んで行く、それで一石に付いて幾らと云ふ金を掛けて見ると云ふと、無論一年に一千萬圓以上に達する、是は餘程考へなければならぬ、それからもう一つの鹽はどうであるか、是は米の悲觀に反対して非常な喜びを以て諸君に御話することが出来る、十一億斤の鹽が要るのに八億斤しか採れない、其八億斤の鹽と云ふものは

何處から採れる、八億斤の中の凡そ八割と云ふものは内海に面して居る所の兵庫、岡山、廣島、山口、徳島、愛媛、香川、此七縣である、即ち此七縣の沿岸からして八億斤の中の凡そ八割と云ふものは採れるのである、後の二割は何處から採れるかと云ふと、北の方では宮城、千葉、石川、愛知、それから九州に渡つて福岡、大分、熊本、鹿兒島の八縣、此八縣で八億斤の中の二割が採れる、それから段々鹽田の整理をするに從つて鹽は益々減るのである、鹽を造るよりも他の物を作つた方が利益があるので云ふことになれば、鹽田を止めてしまつて疊表を作るとか、或は田にすると云ふことになつて来る、人口は益々殖える、六十萬の人口が一年に殖える、一人に付いて二十斤の鹽の必要があることをどうしても一千二百萬斤と云ふ鹽が餘計に要るやうになる、十一億斤の中の八億斤は内地で出来るが、後の三億斤はどうするかと云ふと、朝鮮、關東州、臺灣、此三箇處で出來る製鹽に依つて我々が命を繋いで居る、是は皆陛下の御威稟に依つて得た所の新領土の賜である、是から先きはどうであるかと云ふと關東州と云ふ處は、諸君が輿地圖に就て御覽になると、亞細亞の東部、滿洲の南の端の色を取つて見ると小豆粒程の處である、之を日本と同じ定尺に引延ばした圖にして見ると、富山縣或是奈良縣あたりと稍匹敵する、面積が二百八十方里、所で此富山縣邊の海岸線はどの位の長さがあるかと云ふと、しつかり記憶せぬが漸く四十里位のものであらうと思はれる、併ながらそれと略、同面

## 講

## 演

積の關東州の海岸線と云ふものは二百五十里以上である、是は大したものである、どうしてさうなつて居るかと云ふと面積の小さな割合に海岸線の長いと云ふことは、陸地に向つて灣入して居る小さな灣が澤山あると云ふ證である、此灣入の多い處と云ふものが最も天日製鹽に必要である、日本では空氣が濕つて居るから天日製鹽と云ふものは出來ぬのであるが、關東州邊は空氣が乾燥して居るからして最も天日製鹽に適當して居る、一昨年、私のまだ居つた時分であるが、一年の生産高と云ふものが……是は大層良不良があつて一樣には行かぬけれども、先づ三十五六萬石の鹽、……支那石の一石と云ふものは斤量にして日本の六百斤である、其三十五六萬石の鹽は何處で採れるかと云ふと、旅順の脇の双島灣、それから貔子窩の海岸、是が重もであつて。後との海岸も天日製鹽に適する處が澤山あるけれども未だ手が附かない、全體から云へば僅かであるが、其僅な所で三十五萬石と云ふ鹽が出来る、それはどうして採るかと云ふと鹽田に海水を導いて、大抵三段、四段位平らな處から段々低くなつて居る、其第一段の處に海水を入れて一日置くと云ふと、水分が蒸發して水が重くなつて来る、其重くなつた水を次の平らたい處に移す、それから又一日程置くと云ふと水分が更に蒸發して殘る鹽の水と云ふものが更に重くなる、それから第三段、第四段に行くと云ふと、都合の宜い時は其翌日に結晶して居る、其厚さと云ふものは此机の上にある時計よりももう少し厚い位の鹽が眞白に出来る、そ

れを唯搔寄せれば宜い、内地では鹽を蒸さなければならぬ、昔は皆松葉でやつて居つたさうだが、今は多く悪い石炭を用ひる、悪い石炭でも八億斤の鹽を探る爲に費す所は凡そ二百萬圓と云ふことである、なか／＼大きなものである、是は間違ない統計である、所が關東州では二百萬圓の代りに天道様がやつて下さる、其上に天日製鹽と云ふものは日の當る處でなければ出來ぬやうに思はれる、臺灣、朝鮮はさうであるが、關東州はさうでない、夜でも蒸發する、何故夜でも蒸發するかと云ふと、西北蒙古から吹いて来る所の極く乾燥した風である、其風が又多い、一年三百六十五日の間、今までの統計に據つて最も風の吹く日の多かつたのは二百八十日である、其風も斯んなやうなちよつとした風ではない、一秒時に十米突以上の風速を有つて居る風である、其風の吹く日が二百八十日、是は最も多い時である、少し時でも二百日以上吹いて居る、此二百日以上吹く風の重なる方向はどうであるかと云ふと乾燥した西北の風が一番多い、西北の風の盛んに吹く時分と云ふものは夜でも蒸發する、關東州に居つて風呂に這入つて風呂場に掛けてある手拭が翌朝になつて見るとから／＼に乾いて居る、其位空氣が乾燥して居る。(未完)

## 譚叢

十有三年(二)

北島良吉

青眼的探證を論する順序として、予は被告人の自白に付き之が解剖を行はんとす。

## ○自白の真偽

自白は自己に不利なる權利上の結果を惹起す事實に付ての供述にして、刑事訴訟法第七十二條の第二第三に規定し在る逃亡竝に未遂犯又は脅迫罪を犯し、仍は其目的を遂げんとする恐も概して無きに至るべきを以て、被告を保釋又は責付と爲すことを得、被告の出監は獨り本人の利益なるのみならず、裁判所及び監獄に於ける費用時間の節約等、國家經濟上の利益多大なるを以て事件進捗の上に於ても今尙自白を迎ふるの傾向を存す敢て不可なりと云ふへからず、殊に自白なる證據方法の外他に物的證據の存在せざるものあり、假令は放火犯の如き被告は釐毫のことより深く隣家を怨みビ鑑定人ノ供述、其他諸般ノ徵憑ハ判事ノ判断ニ任ス」と規定し自白の採否を判事の自由に一任せりと雖も、實際に於ては各種の證據方法中尤も自白に重きを置くか如し、蓋自白を爲すに依て犯罪事實を中心として、其遠因歸局並に枝葉に涉る事實も多くは腹藏なく被告に於て之を述ぶるを以て事件極めて明瞭となり、一方には其自白に依り證

この事實に依て放火なりと推定するに至りしの

み、就中罹災者なる被害者は其善人たるを誇り他より恨を受くることなしと豪語す、此時に當り被告の自白なかりせば事件は徒に迷宮に入るに過ぎず、從て此場合に於ける自白は警吏にあらすと雖とも、所謂屈強の證據方法として之を迎ふるに躊躇せざるへきか。

近時被告の自白を以て常に拷問恐喝又は詐言に基づくものゝ如く即断する社會一部の人士あり、公判に至らは一旦爲したる自白は兎に角之を取消し以て萬一を僥倖せんと企つる被告あり、二者相俟て疑獄を喧傳し人權蹂躪の惡聲を放つに至る、洵に不所存なりと雖とも一方に於ては起訴の輕忽審理の淺薄又罕なりとせず、予は茲に自白の眞偽竝に其鑑別に付き少しく實感を語らんとす、自白に真正のものあると同時に虚偽の自白あり、此虚偽の自白は常に捜査機關の拷問又は恐喝詐言に出づるものなりと斷するは非なり、何となれば被告が自己又は他人の利益の爲め若くは他人を陥害する目

的を以て、故意に犯罪事實を自白する場合決して少なからざればなり、假令は父子協議の上山成す負債を踏倒さんが爲め、父に於て其子並に債權者を其犯とし、子が父の實印を盜用し其借用證書を爲し、子は又納得の上なるを以て其告訴事實の全部を認め、且借用證書記載の金額に付ては素より債權者より受取りたることなく、後日債權者が父より其證書に基き金圓を騙取して後分配を受くる約なりと附加し、努めて債權者の罪狀を重からしめんとす、此場合に於ける自白は父と自己と於て右債權者を免訴し、若くは公判に於て子に其豫期に反せる重刑を科する場合ありとせば、其後に於て始めて子は其自白を虚偽なりとして取消すべきも、然らざる場合には完全なる自白として往々終局を見るに至るべし。

賭博罪に於ける親分乾兒の關係並に土工等の殺傷

事件に付き、誤られたる義侠心より替玉の被告を出す場合も等しく虚偽の自白にして其趣旨や前項と同一なり、又他人を陥害する目的を以て虚偽の自白を爲すの例は選舉法違反事件に於て尤も多きものあり、選舉の競争漸く劇甚となるや反対候補者を中傷し且運動の自由を奪はんか爲め自己の腹心たる運動員喜多村（假設名）に其旨を含め置き、一方縣警察部長又は檢事局に對し甲（反対候補者）は乙（甲の運動幹部）をして某郡方面の有権者を般に買收せり、有権者喜多村外數名は現に一票二圓乃至五圓の供與を受けたりとの無名投書を爲さんか、檢事局は先づ前記喜多村の取調を爲すべく同人は豫定の行動として甲の運動幹部たる乙に買收せられたる旨虚偽の自白を爲して當局者を欺き、新紙は又二號活字を以て迅速に甲の幹部乙等が買收を行ひ爲めに收監せられたることを報道す、實に甲候補者に對する一大打撃なるのみならず其作戦は往々功を奏し反対候補者を仆すに至

る、而して運動員喜多村が候補者の依頼に基き違犯者として勾禁の身となることを甘する理由を探聞するに、衆議院議員選舉法第八十七條の規定に依れば以上の違犯行爲に對する刑は百圓以下の罰金又は一年以下の禁錮にして、幾多の先例に依れば候補者を除くの外運動者は殆ど罰金刑なり假りに體刑ありと爲すも執行猶豫の宣告之に伴はざるは罕なり、豫審の保證金公判に於ける辯護料判決は確定後の罰金は勿論、君不在中に於ける家族の扶養は一切之を爲すべしとて候補者は頻に其運動員たる喜多村を説き、幾多の先例は稍候補者の述ぶるが如くなるを以て喜多村は遂に之を承諾して虛偽なる自白を爲すに至りしものなりと。

其餘の犯罪と雖とも精密の調査を遂ぐるに於ては之に類するもの絶無なりと云ふを得ざるへし、被告の自白には以上の如く虚偽を甄別せざるへからざる先決問題あり、而して前述の如く萬一を僥倖せんとして公判に於て故意に自白を取消すものあ

り、嘗て某地方裁判所一年間の刑事事件に付き檢事局及び豫審中自白したものにして公判に於て其自白を取消したるものをして公判に於て其大部分は萬一を僥幸せんとして故意の自白を以て常に拷問等の結果し、左れば被告人の自白を以て常に拷問等の結果に基くものなりと爲すは大早計なり宜しく個々の事案に付き精密に其調査を爲すを要す、而して眞實の自白なりや否や故意に自白を取消すものなるや否やを鑑別するに付ては諸種の方法あるべしと雖とも、其基本に於て犯罪の動機を精査せざるへからず、予の調査するところに依れば現下刑事事件審理の缺點は多く犯罪の動機を等閑に付するにあるが如し、動機は犯罪決行の理由を率直に語るものにして自白の動機と唇齒の關係を有す以て犯人の心理状態を知るを得へく、以て刑期量定の基礎となるべく、其行刑上教誨上犯罪の動機を知ると否とに依て施設すべきの點少しおこなひ爲さず、蓋其

の模様等を詳述せるを以て其點を訊ねるに开は刑事巡回に依て現場に同行せられ且仔細に内容を聞きたるか爲め復習を爲したるものなりと、現場同行のこと素より記録には存在せず而して記録中兌器は河中に投し強取したる金錢は氏名不詳の飲食店に於て費消したり覆面闖入したるを以て家人は被告の人相等を知らすとの記載あるに至つては、其用意周到にして警察に於ける被告の自白か虚構なるを推定するは難からず、既に被告に犯行なし從て犯罪の動機あるべき謂なし、某判事嘗て曰く青眼的探證の基本は先入主なり豫斷なり事勿主義傳遞護送主義の綜合なりと、然り予は更に犯罪動機の闇却なりと云はんとす予は茲に此動機を闇却せる源由竝に事勿主義傳遞護送主義に付き少しく語らんとす。

動機自然にして理路聯絡あるものは眞の犯罪なるべく然らざる場合は自白も亦信を措くに足らず、嘗て強盜傷人の事件に付此犯罪の動機を闇却せるものありし、开は某村に強竊盜の被害あり一夜巡察の非常召集を行ひ偵察の結果嫌疑者一名を獲たり、羅致して之を訊問するに果して某所に入り家を脅迫し所持のナイフを以て家人を傷け金錢を強奪したりとの事實を自白す、浮浪罪として拘留十日を言渡し其期間満了の際検事局に事件を送致するに被告の聽取書中毫も犯罪の動機に關する人を脅迫し所持のナイフを以て家人を傷け金錢を要求む、仍て之を訊問し矛盾の點を追究するに及んで被告は遂に強盜傷人の事實を否認す記録を審査するに被告の聽取書中毫も犯罪の動機に關する供述なし、被告の云ふところに依れば竊盜の前科あり一夜近村に遊び迂回して歸路に就く途に警吏の捉ふるところとなりしものにして毫も罪を犯したるにあらず只前科あるか爲め其處が所謂弱味なりと答ふ、記録に依れば闖入の場所並に脅迫傷害が如く、命を貞操に致して自から潔ふするを、是れ風教浸漸の致す所にして偶櫻花國たる武士道の意義ある昧昧を訓するものと謂ふべく、即ち無比の良風を馴致し、國民の英華を煥發したる所以

### 獄裏の死生觀

革聲子

生を樂しみ死を哀しむは人情自然の通則にして、彼の哲達の士が兩間萬有の極致を洞破して、生も喜ぶ所に非す死も亦懼るゝ所に非すと傲慢して疑はざるが如きに至ては姑らく論議の外に措くも、苟くも人類社會の通情は互に競爭角逐して其生存を圓滿に保持し其實在を鞏固ならしむるに汲々たるの反面には、自然と人工とを應用し有らゆる手段を案出して延命躋壽の術に腐心し以て生を貪り死を惡まざるはなし、然れども見よ彼の名を惜しむ節を重んずるの徒は、身を恩義に殉して歸するが如く、命を貞操に致して自から潔ふするを、是れ風教浸漸の致す所にして偶櫻花國たる武士道の意義ある昧昧を訓するものと謂ふべく、即ち無比の良風を馴致し、國民の英華を煥發したる所以

の者は史篇之を照らして餘芬ありとす。此に於てか生を愛し死を重んするの教理は、古今に亘り國家首長の嚴守せる所にして、所謂人種保護の道に於て遺算なきは必然の結果ならずとせんや抑亦其旨や遠し矣。

夫れ然り人生は槿花の短きも其榮ふるや之を喜び、椿壽の長きも其衰ふるや之を悲しむ、然らば則ち吾人は之を在獄者の心理に照らして、彼等が死生の際に於ける觀察如何を研覈するに、往々或は生を悲しみ死を輕んずるの傾向なきやを疑はしむるものあり、然れども細かに其實際を模索して、人心の秘奥に入り情意の機微を窺ふときは人焉んそ處さんや、假令敗殘の極自暴自棄に流れ前途に些の希望なき境遇に在りと雖も、必ずや生に憧憬して狂犴猶は最善を竭し辛苦經營を費さるはなし、行刑官たる者深く思ひを此に潜め、其れを利導し助長して、勤勉以て刑期を了し刻苦以て餘生を樂ましむるの覺悟なかるべからず、苟くも其琴

線に觸れ喪として覺らす、彼の獨房に悲觀を慰めて攝受の能化深からず、墻上に煩惱の離脱を獅吼して折伏の利劍遂に縦勒を斷たしむる能はずんば、司獄者として未だ其三昧に入りし者と謂ふべからず、

顧ふに彼等の生を欲し死を思ふや多種多様なりと雖も、其或者は出獄後再度否な幾回にても罪惡を反覆して反社會的快感を充足せんとする者あり、其或者は自覺反省の念なく出監して敵手に多年の宿怨を報復せんと企つる者あり、又或者は獄裏の舍忍耐苦其生命を存續せんと望む者にして所謂改善不能の部類に屬する者歟、而して又自殺囚の多くは老境長刑者なるが如きも、或は羞耻慚憤の餘りに出づる者も少なからず、蓋社會に於ける地位名望等に起因する所にして被告人等にも往々此例

### 新談舊話 ○其一 法聲散史

#### ○同鄉相憐

明治四十年の始、栃木縣足尾銅山に騒擾事件あり、起因は銅山役員と坑夫との衝突にして、騒擾の極高崎聯隊よりの出兵を見るに至る其間某々官人は被告等の追ふところとなり聾を刺りて避難したる悲劇等ありしが、被告の數は實に二百餘各の多に上り、月餘に涉るも檢舉尙歇ます予當時官命に依り補助として宇都宮に赴任し、他の判檢事と協議して右事件を審理することとなり、被告の首魁中南某なるものあり、多少の文字を解す、素より面識なしと雖も予と郷里を同ふす、其同郷たるの理由に依り衆議子をして南某の審理に當らしむ、彼は嘗て坑夫として眞館鐵山（石川縣）に在り、後夕張炭山に轉し社會主義を標榜して頻りに労働者保護を論じ、更に足尾銅山に來り

しもの、演説等に依り坑夫を煽動したりとの理由の下に被告となるに至る、予は各種の證憑、諸般の情況を擧示し同郷の關係より其面目を説き、時に之を觸まし又之を憐み、數日にして遂に事實の真相を述べしむるを得たり、彼一審に於て有罪の宣告を受けしも、法律上の見解を異にせし結果ならんが、二審は彼に對し無罪の言渡を爲せり、彼は翻然悟るところあり、其後社會主義者たるの羈絆を脱し、府下柏木邊に居をトし魚賣人として眞面目なる生涯を送るに至りしと云ふ、予は傳へ聞ゆて洵に快心に堪へず、予一夕の訓戒素より其因を爲せしにあらずと雖も、彼の悔悟の経路並に動機は今尙予の印象に在り、從て今後に於ける有益の資料たるを得べければなり、尙予は題して同郷相憐と云ふ、實は下の如き事實を語らんが爲めなり、开は右騒擾事件に付き其眞相を知らんが爲め犯罪地たる足尾銅山に赴き、其坑内を検證する數次、之か立會を爲せしは坑場長小島氏にして、氏

は又予と郷里を同ふし一見舊知の如し、而して氏の同情に依り坑夫の状態を審にし鑛業上の常識を養ふを得たり、殊に被告事件の審理を爲すに付ては、坑場に於ける慣用語を知るを以て尤も利益とするが故に、同氏に就き其細大を學びたり、氏曰く「坑夫の間には鑛坑をシキ（鋪）と呼べり若し誤てアナと云はんかアナは死時の外入らざるものなりとし怒て答を爲さるべし」と依て被告に對して試に何時よりアナに入りしやを問ふ、彼憤然として答へず審問を他に轉じたる後、更に被告は何時よりシキに行きしやと問ふ、彼色を和らげ幾時より入りて作業に從事したりと答ふ、氏の言や適切なり、仍て之を同僚に告げ以て事件の進捗に努めたり尙坑場の慣用語としてダイナマイトをハツバと呼び、鐵棒をタカネ、鑛石をズリと稱するの類枚舉に遑あらず、要するに予は同郷の故を以て憐れを南某に垂れ小島氏は又同一の理由の下に常識及熟語に付き予に垂憐せらる、不思議の因縁として

### 是を同郷相憐の題下に收む

#### ○犯人心理

某區裁判所に賭博被告事件あり、

被告の數は十餘名にして、八百屋あり肴屋あり酒屋の番頭あり職人あり、殆どあらゆる階級の者を網羅す丁半と稱する賭博を行ひたるもの、素行調書に依れば一二の者を除くの外常習者にあらざるか如し、押收の賭錢は積で山を爲す、其紙幣銀銅貨を算するに優に百金を超ゆ、此被告の顔觸と此賭場には甚だ分に過ぎたるの感ありし、果然被告の一人たる酒屋の番頭は立てり、曰く「其賭錢の内五十金は掛先の金を集めたるものにして取上けられなば主人に申譯なし、三月や四月の處分は受くるも苦しからず、何卒其金だけは御勘辨を乞ふ」と其何故に押收せられたりやとの間に對しては「素より賭するの考なく只賭場に於て自己の景氣を添ゆる爲め見せ金として前に駢列したるに、警吏は賭錢なりとして押收したるなり」と其體刑に甘じて沒收刑を恐るゝの點は、他の犯罪者と聊心

理狀態を異にする、而して此被告の辯解は他の賭博事件に於て屢々見聞する事實にして、利慾を目的とする犯罪に付き特に生ずる現象なり、強竊盜の犯人が千篇一律の如く、贓物の處分に付き、金錢は之を費消し衣類は氏名不詳の質店に入質したりと辯解するは、贓金に付ては其取戻を恐れ、衣類に付ては累を他に及ばさんことを憂ふるものにして、傷害罪に付き被告が加害者受傷の數より常に殴打の數を少く申立つるは、賭博に於て被告等が所謂異口同音、賭博に負けたりと供述するに同じく、其刑の輕からんことを希ふの心理作用にあらざるなきか、列舉して科學者の一考を煩す

#### ○賭業の語

嘗て前科一犯の被告に對し其累犯の理由を問ふ、彼撫然として曰く「自分は魂を入れて眞面目に稼ぐ積りでも世間の人が許しません」何ぞ其意の悲悽なる、彼の職業は親譲りの肩屋なり、鐵砲斧を肩にして人の臺所口に立ち遠慮勝に小聲に「まだ肩は溜りませんか」と呼ぶ、小

聲なるが故に徹底せざるを氣遣ひ幾度か、まだ屑を繰返す、五月蠅と思へる女中のないと云へる大喝一聲に屢々其心膽を寒からしむ、此ことや軒並にして、彼は熟ら——其業の賤劣にして利潤少く以て妻子を養ふに足らざるを歎き、他に業を求めるとしたること數次、左れど家に餘財なく且彼は屑屋以上に其天才を發揮する能はず、偶々天魔の魅するところとなり、從業の途次人なきに乘じて某所の勝手口より金鹽を竊取し、警吏の捕ふるところなる、是彼の初犯にして眞に悲劇なり、其後固の辛酸を嘗め真心悔悟、出獄の上再び親譲りの屑屋を始む、世人は彼が親譲りなることを多せず矢張り屑屋として冷遇し、女中は例に依て大喝嘲罵す、以て益々前途を悲観せしむ、向上の力なき彼は遂に自棄して再び盜犯を敢てす、是累犯の動機なりと豈可憐ならずや、夫れ條理の上よりするも亦實際より稽ふるも、職には高下なく業には貴賤なし、世の清潔を望まんと欲せば天下一日

も屑屋なかるべからず、社會衛生の上に於て屑屋は實に救世主なり、屑屋大明神なり、然るに薄志弱行にして屑屋以上に天賦の才能なき彼を冷遇し壓迫し自ら其職業を侮蔑せしむ、是彼の所謂「世間の人が許しません」と云へる熱烈悲憤の一語を爲す所以にして、個は一は社會が弱者に對する同情の念を缺き、徒に前科者を疾視し、犯罪防遏の共同責任あることを忘るゝに座するが故なり、噫願くは屑屋をして貴き營業たることを覺悟せしめよ、予は下駄の齒入、掃除人夫、縫の入換(桶屋)雪駄直しに於て屢々同一のことを耳にし、是等の職業を所謂賤業なりとして輕侮し冷遇するの惡風尙滔々として盡さざることを思ひ、洵に寒心に堪へず、願くは賤業の語をして速に社會より絶たしめよ、焦眉の急は今や免囚保護事業を圍繞して大聲疾呼す、洵に蹶起すべきの秋なり

### ○針小棒大

と云ふ語が今だに新聞に附き纏ふて居る、事實無根に較ぶれば状情は輕い譯である

が、其記事の目標となつたもの、迷惑は、或る場合には、事實無根以上に位することがある、先年某地方の有志家が政治犯で裁判所へ勾引された、御承知の通り現行犯の豫審を除くの外、檢事は豫審判事に屬する處分として勾引狀を發することが出来ないので、其事件に付ては現行犯にあらざる爲め、豫審判事が實は勾引狀を發したのであるが、新聞は人を勾引するのは檢事局で、又勾引すれば理が非でも一先づ監獄へ送るものと心得て居るにや、二號活字にて某は檢事の令狀に依り同局へ勾引せられ嚴重なる訊問を受けたる後、○○監獄へ收監せられたりと記載した、勾引されたのは其日の午後であり、新聞に出たのは翌朝である、夫れが爲め其の親族故舊が差入物を荷車に満載し見舞を兼ね監獄に押寄せた勾引狀の效力は四十八時間であり、取調の都合上檢事局は其期間の切れる迄、被告は某警察署へ預け、未だ監獄へ送らなかつたので、満載荷車の親族に押掛けられ監獄は頗る多

大の手數をした、而も其被告は嫌疑者となつたを非常に耻ちたものか、檢事局へ勾引されて居る間に、監守者の隙に乘し自殺を企てた、新聞は此事を探し前の筆鋒を承繼し、又もや某監獄内に縊死を金つと書たので、其筋から監獄へ種々問い合わせがあり、茲に手數の上塗をしたとのこと、勿論以上は所謂探報の粗漏で、故意に出でたものでないと思はれるが、矢張新聞の定義に依ると、誤植ではなく事實無根か、又は針小棒大の方へ這入る、或は無根と棒大の併合罪と云つてよいかも知れぬ、此頃某新聞を見るに免囚保護會の注意と云ふ題下に「一放免囚監獄を出るや直ちに再び強盜殺人罪を犯せり〇問ふ何故に盜せしや曰く歸國の旅費を得んが爲めなり〇問ふ札幌にも免囚保護會あるべし何故に之に入らざりしや曰く其手續煩る面倒なりしが爲めなり〇予輩は此の數問答に於て感甚だ深きものありき嗚呼保護會の當局者よ願くは此記事數項の再讀を要せられよ」と云ふ記事があ

る未だ事實の取調を爲す違がないので、事實とも無根とも亦針小棒大とも云ふことは出來ぬのであるが、札幌には札幌大化院、北海道授産場、並に博愛職工學會等の直接保護會があり、釋放ある場合は出迎等を爲す規定になつて居る。夫れ故古き以前は知らず、現今に於ては右記事の如き事實のあることは頗る疑はしい、殊に右記者が如何なる機會に強盜殺人の右累犯者に會して保護會への入會手續が面倒であると云ふ様な事實に反した述懐を聽取したのであるか其點も亦問題である。併し今は只有形の體右記事を掲げ以て各人の一讀を煩すこと、なせり。

○保護の範囲、あさり、からざりと六七歳なる男の兒の、毎朝の如く麻布一ノ橋の邊を賣り歩くに、其身裝は左まで見苦しからず、細き足に穿きた草鞋のしたしまざる様などいじらしく、あれも

人の子と近隣の誰彼集まりて幾樹か買求め、素性を問へば、兒は兩眼に涙を浮べ、父は先頭此世を去り母は夫れを病みて今尙床にありと聲濕めらしと言ひ出づるに、惻憫の心に打たれたる一樹宛の特志家簇り來りて、またたくひまにあさりを買盡しやりしは洵に慈善のことゝもなるが、兒は嬉しきに空籃を擔ぎ慈善家の一群を看返りつゝ橋一ツ越へしが、其處に立ち居たる女の傍へ駆け寄り「おつかさん皆賣て來た」と云ふや母は頻りに兒の頭を撫でつゝ、「能く賣て來て呉れた今日も父は死んだと云つて泣たのかえ」まこと其夫は入獄の身なりしと、個は最近編輯人の手に落ちし投書なり、予は嘗て是と同一の事實を知人より聞き、又雑書に於て類似のことを読みし様覺ゆ、左れば此投書は事實なりと思はる、蓋學者並に實際家が免囚保護事業に付き其範囲を出獄人に止むべきや、將在監人並に其家族に保護の目的中に包含せしむべきやに關し幾多の研究と苦心を重ねらるゝ理由は此一事に依るも明瞭なりとす

## 大正五年四月中入出監並月末在監人員 統計

(△ハ減)

	受刑者 被判入 監留置者 乳児	刑罰 被判入 監留置者 男兒	越員 入監 件数	出監 件数	現員 前月末在 監件数	前月末在 監件数	△ハ減		
							前年同月 末在監件数	現在 監件数	前月比較 増減
總計	四八、四七六	五、八〇〇	四八、四九六	四八、四七六	五一、一二九	四五二〇	△二、三二三	二九	
女	一、〇五五四	一、〇五五〇	一、一三〇	一、一三〇	一、〇五五	一、〇五七〇	△一、〇五七	七八	
總計	五一、五六五	一〇、四九一	一〇、四五五	五一、六〇一	五一、五五六	二、五九	△二、五九	二九	
備考	五三、七七七	一一、三七九	一一、二八二	五三、八七四	五三、七七八	六一△	△一、二一八	二二八	
	内朝鮮人受刑者男二〇人	刑被判入監留置者男二人アリ			九六△二、三七〇				

一本表中受刑者ノ前月ニ比シ四百二十人ノ増加ヲ示セルハ、未ダ激増ヲ以テ目スベカラズ、從テ其增加ノ理由モ大ナル原因ニアラズシテ、小ナル遠因ノ集合シタルモノト認ムルノ外ナシ、戰爭永續ノ極事業界ノ一部ニ業務緊縮ノコト起リ爲メニ幾多ノ失職者ヲ出シタルコト其一小因ヲ爲スペク、又春分ヨリ初夏ノ候ニ涉リ氣候ノ關係ガ往々淺慮激怒怠惰ニ起因スル犯罪ヲ釀成スルコトアリ個モ亦一小因ト云フヲ得ヘシ又受刑者ガ前年ニ比シ二千三百二十三人ヲ減ゼルハ主トシテ刑政上當局者





刑 役	三 年 以 下	二 年 以 下	一 年 以 下	十五 年 未 滿	十 五 年 以 上	無 期	禁 錮		刑 拘		犯 罪		犯 者 數		受 刑 累 計		留 刑 計		三 月 以 下		六 月 以 下		一 年 以 下		三 年 以 上		
							禁 錮	刑 役	刑 拘	犯 罪	犯 者 數	受 刑 累 計	留 刑 計	三 月 以 下	六 月 以 下	一 年 以 下	三 年 以 上										
四、八、九、三	五、八、九、三	八、四、〇、九	七、五、九、一	四、八、八、三	一、七、七、六	四、六、七、二	一、八、七、一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
三〇、二	三〇、二	七、八、六、二	五、一、八、五	一、八、二、三	一、八、五、一	一、八、五、一	一、八、五、一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	
四、八、五、六、八	四、八、二、六	七、七、七、七	一、七、七、四	一、七、七、四	一、八、二、六	一、八、二、六	一、八、二、六	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	
五、一、八、六、〇	五、〇、八、六、〇	八、〇、四、九	九、〇、二、二	四、八、四、七	一、四、一、一	一、四、一、一	一、四、一、一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
二、九、三	五、八、七、七	八、〇、四、九	一、三、三	△、一、六、〇	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

## 大正五年四月末日在監受刑者罪名表

(△ハ減)

増減

前年同月 末日現在																										
△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△
△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△
△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△
△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△

## 說

## 林

## 說

○シカゴ裁判所の犯罪人研究所  
市裁判所に附屬して今回一の犯罪人研究所が設けられた此研究所の長は多年獨逸柏林の同種の研究所に於て實驗を積める博士ワイリヤム・セーヒックソン氏であつて其助手はシンヨス、ホブキンス大學及ハーバート大學で研鑽を積めるメリー・キヤムベル嬢である。彼は犯罪人の科學的・精神的検査を爲し置けは裁判官が其最も希望するが如き結果を犯罪人に擧げさせるやうな方法で彼等が取扱ふことが出来る。此點に就ては從來柏林に於ける同種の試みが最も顯著なる效果を擧げて居る彼の妻子を遺棄する無責任の夫の如き大學生及ハーバート大學で研鑽を積めるメリー・キヤムベル嬢である。彼は犯罪人の科學的・精神的検査を爲し置けは裁判官が其最も希望するが如き結果を犯罪人に擧げさせるやうな方法で彼等が取扱ふことが出来る。此點に就ては從來柏林に於ける同種の試みが最も顯著なる效果を擧げて居る彼の妻子を遺棄する無責任の夫の如き大學生及ハーバート大學で研鑽を積めるメリー・キヤムベル嬢である。

○群衆の不道徳及犯罪  
群衆の行爲は多くは不道徳又は犯罪となる勿論群衆が道徳的態度に出づることがある併しながら其の行爲は其の手本暗示が既に道徳的なるが爲めであつて其の行爲は其の懲愛に納れたに過ぎない故に道徳意識としても置を施す（法律新聞）

Aerzel. Sachinst. Ztg. No. 1, 1916.

著者はブタベストの地方裁判所検事なるが、此小著に於て訊問者は證人の供述を如何に判断すべきかに就き一の圖式を作成せんと努めたり。著者は最近二十年間に證人心理研究の爲に蒐集したる大部の科学的材料は、檢査としての著者自身にも、之を顧みるに足るべき實用的根據を毫も與へざりしことを告白したり。之れ誠に故ありといふべし。著者の説に従へば、供述の一々に就き精細、正確、眞實を檢せざるべからずといふ。精細の程度は證人心身の健康狀態如何に依りて異なる、又知覺の時處的關係も之を左右す。然れども知覺當時證人の瞬間的神精狀態亦一顧に値するものとす。證言の正確さ否さは記憶の忠實程度並に發言の模様如何に關す。供述の眞性は所謂犯罪的事實に依り、他方に於ては供述の内容が他の類似事實に抵觸するや否やに依りて調節せらるべき。されど精細、正確、眞實に於て一點疑ふ餘地なき場合と雖も、一事實の存在の肯定は必ずべからずして、只多分然らんといひ得るものなりと。(人性)

## ○米國シンシン監獄の臨床醫學研究

米國紐育州シンシン監獄では今後其附屬病院の組織を改めて臨床醫學研究局を設けることとなつた典獄カーチュエー氏の言ふ處に依る。ミ斯道の専門家が、紐育醫科大學から供給されて其指導の下に學生が囚徒の臨床診斷をやつて色々の研究をするのださう

少年犯罪に關して、吾人は從來誤りたる検討を爲し來りたるを以て其教導方法が又正體を失し居りたるは自然の數なりと云はざるべからず、貧窮、人口の稠密、移民の侵入等は從來少年犯罪の直接原因として擧げられたるものにして、其中貧困は最も主要なる原因となるものなりと、社會學者的一般に唱道し來りたる處のものなり。然れども少年犯罪の統計並に實際の事情を慎重に調査したる結果は予をして之を否定せしむるに至れるを如何せん、乞ふ之を説かん。貧困と富貴とは、或事情の下に於て小兒の上に同一の影響を齎らすものなり。富貴にして常に家計に追はれ勝ちの母親を有する子供の道德上の感化は貧弱にして常に家計に追はれ勝ちの母親を有する子供の道德の場合に於ても小兒は其必要とする兩親の監督を缺き居るものなり。

吾人は富有的な兩親を有する小兒の犯罪記錄を有せず之れ彼等に却て人間の尊重すべき諸徳を培養せられたる偉人の出でたる事實の行爲が絶対になしといふにあらずして會々之れが外間に現はれるに過ぎず、然るに貧困なる兩親を有する小兒の犯罪は裁判所の記録に残るを普通とす故に吾人は全體の小兒犯罪の約半数に相當する統計を有するに過ぎずと云ふ可し。

貧困情態が必ずしも犯罪を生むものとは限らざるなり。貧困の爲めに却て人間の尊重すべき諸徳を培養せられたる偉人の出でたる事實を例として、ある人の子息が他に多くの家庭あるにも拘らず大學を卒業して

遂に其母校の教授となる実例あり、一週間十弗の収入ある人夫にして其子の教育の爲めに一週間ニ弗乃至三弗の學費を供給するこゝには實に極度の貧窮情態を意味す而かも以上の如き實例は決して渺少にあらずして廣く之を、求めは或は數千を得て數万に至らん。

貧困が少年犯罪の主たる原因に非ることは猶左の數字について之を示すことを得可し。

一九一一年の統計に依れば、デンバリー市の人口每一萬人に付く少年犯罪者の數は二十八人半、バッハロー市は二十五人半、ボートランド市は二十二人半、ルイスビル市は二十九人なり。是等の都市は比較的貧民の少く且つ人口の稠密及び外國移民の侵入の少く處なり。然るにも拘らず等の都市は人口の稠密の甚しく貧民窟及び外國移民の最も多き紐育市と比較して寧ろ高き少年犯罪率を有す即ち紐育市の少年犯罪者の數は人口每一萬人につき僅々二十人半に過ぎざるなり。然れども予は此事を以て決して貧困が少年犯罪的主要なる原因にあらずとの結論を斷定するの早計に走るものにあらず。一層有力なる證據は之を紐育少年裁判所の記録に於て之を求むることを得るなり。

今紐育少年裁判所の記録に依れば、紐育市に於て最も少年犯罪の高率を示せるは純粹なる米国人の兩親を有する少年間に之を發見すべく外國生れの少年にして市の最も甚だしき貧民窟に居住せる者の間に却て少年犯罪の低率を發見することを示せり即ち紐育に於ける十歳乃至十六歳の學齡兒童數は五十九萬一千人にして之れが米

た、監獄改良家の説に依れば囚徒の多數は精神病者であつて此種の囚徒には根本的醫學的治療を加ふるに非れば如何なる感化方法を施すことが出来ない。縱令一定の刑期を終つて放免するとしても、其病氣の爲めに再び罪を犯して舞ひ戻ることとなるから出來得る限り監獄に於て根本的の治療を加へることが社會及び國家の利益であるといふのである(法律新聞)。

## ○少年犯罪の原因に就て(上)

少年犯罪の出處なるが、紐育の實業家にして小兒保護事業に多大の趣味を有するシジスムント、メンデルセン氏は紐育市の少年犯罪統計其他を慎重に調査研究したる結果今回以上より異りたる結論を發表するに至れり。

メンデルセン氏は教育家にも非ず氏は紐育市の一實業家なり。然れども氏は多年小兒保護事業に關係あることを深く三年前に紐育州教育聯合會の幹事として紐育市の部外に夏休學校を創設し四千人の兒童に有益なる野外教育を施したるが如き

事ら氏の盡力に得こそ多かりしなり。氏の所説に依れば貧窮、都市生活の混雜並に外國移民の侵入等は從來一般に信せられたる如く決して少年犯罪の主要なる原因とはな

来らすといふにあり。氏は曰く、少年犯罪は一種の社會的疾患なり。如何なる病氣と雖も正確なる檢

診を経たる後に非れば之が治療方法を發見すること能はず。然るに學校を創設し四千人の兒童に有益なる野外教育を施したるが如き

國生れ外國生れの割合及び犯罪の率を示せば左の如し

児童種別 ○○○中の割合 罪率  
学齡児童五九一、の報告に依る犯  
の報告に依る犯

小兒虐待防止會  
罪率

## ○自首に現はれたる少年受刑者

### の心理状態

小田原分監報告

自首は八萬四千の煩惱が眞如の光に照されて非を悔ひ過を改むる心理作用にして之れ犯罪者自身の道徳上賞揚すべき美點なるのみならず彼等の心理云はんす少年犯罪の大部が主として外國生れの小兒に胚胎するものなりこの從來の陳述は少くもセント・ルイ市に關しては全く其根據を失ひたるものなり(法律新聞)

自首は八萬四千の煩惱が眞如の光に照されて非を悔ひ過を改むる心理作用にして之れ犯罪者自身の道徳上賞揚すべき美點なるのみならず彼等の心理状態を知るに逸すべからざる重要事項なりとす。特に婦女子には絶えて少きを見る然るに少年犯罪者は或動機が一度良心の琴線に觸るゝや一時包藏せる餘罪を自首し甘んして刑罰制裁を受けんとするの情あるは其の淡白實に春雪の如きものあるを認む當分監少年受刑者中最近一年有半餘罪を自首せしもの十二名とす今試みに其の状況の概略を

### 報告する所あるべし

寄

一、精神状態——普通者六名精神低格者二名癡愚二名癡瘍一名感情性の者一名とす即ち精神状態常則のもの其の半を占む

二、罪名——現に受刑中の罪名より觀れば單純なる一罪のもの少し即ち竊盜二名、詐欺一名、強盜傷人一名、強盜竊盜詐欺横領一名、竊盜横領詐欺二名、竊盜横領文書偽造行使一名、竊盜横領三名、竊盜同未遂賭博一名とす由是觀之餘罪自首者は數個の罪名に觸れたるもの多く如斯輩が餘罪の一二を包藏せるは敢て怪むに足らざるなり

三、犯數——初犯九名二犯三名とす少年受刑者は初犯者の數常に累犯者に倍す故に初犯者に自首するもの多きは割合上當然なりと雖も初犯者は刑罰の痛苦を感じること多く且つ感受性強きを以て何時かは餘罪の發覺せずして終るまじ斯くては再び入監するは必然なりと思料するもの尠からず之れ累犯者より多き故なるべし

四、拘禁——獨居者十名夜間獨居者二名とす之れ獨居拘禁は彼等に反省懺悔を爲さしむる機會多ければなり更に在監日數の多少より之れを觀れば二ヶ月以内三名三ヶ月以内六名五ヶ月以内一名六ヶ月以内一名一年二ヶ月以内一名とす入監後三ヶ月以内の者に多きは之れ一は境遇の變化と一は家庭又は學校に於けるよりは入監後訓示教誨を聽聞すること適切なるものあれはなり

五、自首の動機——凡そ次の如し

イ、某教誨師の著せる「因果の話」を讀みて

ロ、典獄訓示中餘罪自首者ありしことの一節を聽きて

ハ、惡夢に襲はれ

ニ、減刑の恩典に浴せしより其の念を萌し最近老衰せる父を夢みて

ホ、熱誠ある兄の通信教訓に感して

ヘ、釋放後の發覺を虞れて

ト、典獄の訓示中節分に因み心の鬼を拂へと  
云へる一節に感して

一名の癡愚者が再犯せしのみ其の他は成績佳良な  
り尙且下行刑中の者五名も行状良にして改悛の狀  
著しきものあり

右の中典獄訓示に依り自首せしもの五名あるは之

れ曾て一名の自首者が不起訴となりしを聽き此際

自首して將來の憂を断ち清淨無垢の身に復へらん

させしものにして幾分模倣の嫌あり或は改悛を銜

わんとする點なきにあらざるも其の動機や善なり

と云ふべし

六、自首に對する處分——不起訴處分の決定を

受けしもの十名目下審理中の者一名も微罪なるを

以て之れ亦不起訴たるべしと信す唯放火の自首に

對して懲役三年の判決ありたる者一名あるのみ而

して何れの場合に於ても自首書には自首の動機其

の他彼等の利益となるべき事項は分監長より當該

検事に副申するを例とす而して不起訴處分の決定

を彼等に告知して説諭を與ふるや喜悅滿面に溢る

ゝもの或は其の寛大なるに感泣するものあり

七、自首者の行狀——既に釋放せし者七名の内

### ○東北六縣に於ける模範村の犯 罪及保護

渡邊圓流

#### (一)

本年一月二十一日竊盜懲役參年累犯五入三浦妻之助(明治十九年生)なるものを其叔父三浦孫市に保護引取を了した、此保護に就ては左の錯挾せる事

情より一種の興味を惹起し其成行に注意を拂はし

めた

(1)本人の引受者は地方中流生活を爲す稍資産を有する者である、(2)妻之助の第五犯の竊盜犯は現保護より告訴せられたるものなりし、(3)然して其引取保護に關し充分意思の疏通を講したるものである、(4)出監者の主管寺院は本縣慈善會長の一人で其管内の保護には無論責任を有して居る、(5)歸住地の村は伊達郡立子山にして内務省表彰に係る模範自治村である之等の諸點が渺くとも此保護の奈何に興味を惹いた重なる理由であつた、然るに旬日にして妻之助は教誨師に保護を求め出た、遷喬會及慈善團は之と郷黨保護の當然なるを主張した

なる程度迄行刑上の治獄の成績と自治とが關係して居るのであらうかといふ疑問は更に新らしく繰り返さるを得なかつた、茲に意を拂はざる我國自治は不幸である、又行刑上の仕事は到底其所期の効績を擧ぐるを得るものでないといふことを思惟したからである、仍りて先づ東北六縣の模範自治村の犯罪及犯罪觀を徵すべく歩を進めた、今得たる材料中直接行刑官及保護關係者の参考ともなるべき諸點を綜合して之を綴ること、爲しぬ

#### (二) 東北六縣に於ける模範町村

名別

自治々續優良の廉を以て内務大臣より選奨を受けたる町村は東北六縣内に於て現在するものは左の一町五村一組合とす

(1) 宮城縣宮城郡七北田村同村長遠藤永次郎

(2) 山形縣西田川郡東郷村同村長小川又次郎

(3) 秋田縣由利郡平澤町同町長中島農治

(4) 秋田縣平鹿郡山内村同村長伊藤與左衛門

(1) 同 (イ) (ロ) 三五五、 四五六、 八〇六、	(1) 同 (イ)男 (ロ)女 二九九、 一九九、 二〇三、	(1) 同 (イ)男 (ロ)女 二〇七、 一九九、 二〇三、	(1) 同 (イ)男 (ロ)女 二九九、 一九九、 二〇三、	(1) 同 (イ)男 (ロ)女 二九九、 一九九、 二〇三、
(1) 大正三年及 四年 寄留犯 一、四、五、	(1) 大正三年 四年 在住犯 二、五、	(1) 大正三年 四年 同寄留犯 一、	(1) 大正三年 四年 同在住犯 一、	(1) 大正三年 四年 同寄留犯 一、
(4) 放火 一、一、三、一、	(4) (5) (2) (1) 詐欺 逃反 鉄銃砲火薬取締 一、	(1) 賭博 文書偽造私 使 一、	(1) 懲役 九月 一、	(1) 懲役 六月 二、
(4) (3) (2) (1) 懲役 一年 五年 一、二、六、	(4) (3) (2) (1) 懲役 一年 一月 一、五、六、	(1) 調金刑 一、	(1) 調金刑 一、	(1) 初犯 一、
初犯 五、				初犯 二、
0,062% 五、	0,467% 一七、	0,024% 一、	0,053% 二、	0,307%
内村 秋田縣平鹿郡山	青森縣北津輕郡 七和村	秋田縣由利郡平 澤町	山形縣西田川郡 東鄉村	宮城縣宮城郡七 北山村

(6) (5) (4) (3) (2) (1)

(7) (6)

福島縣伊達郡立小山村 || 同村長高橋清藏  
同姓雙葉郡津島村葛尾村組合 || 同組合長今野美壽  
以上福島縣地方課に就て調査せしもの大正五年一月現在其村總人員及男女別  
大正三年及同四年各年に於ける其村犯罪人員  
右兩年中に於ける犯罪者の罪名及犯數別  
同刑名刑期別

出獄者に對する保護方法

犯罪防遏に對する何等かの方法ありやあらは其方法

## (三) 各模範町村に就て調査せし事項

町村人員	同上犯罪人員	罪名別	刑名刑期別	犯數別	犯罪員數	町村組合名別
(1) 総員五三、 (イ)男二九八、 (ロ)女三〇三、	(1) 大正三年四人 (2) 大正四年三人 (イ)居村在住犯 三、 (ロ)本村外寄 留犯一三、	(1) 賭博 (2) 業務上横領、 (イ)傷害 (ロ)漁業法取締規 則違反、 (7) 徵兵令違反、	(1) 懲役三月 (2) 同四月 (3) 同六月 (4) 同七月 (5) 同一年六月 (6) 罰金刑 八犯	(1) 初犯 二犯 三犯 四犯 五犯 八犯	(1) 二、 (2) 二、 (3) 二、 (4) 二、 (5) 二、 (6) 二、 一六、	

保護及防遏に對する村内宗教家の活動狀態  
村内民及青年に對する精神的指導ありや  
村内細民者に對する教護方法ありや  
細民と犯罪關係の特に注意すべきもの無きや  
以上十項の調査方前記一町五村一組合長に就て求む

## (四) 模範村に於ける人口及犯罪

前記(三)調査事項中(1)、(2)、(3)、(4)の各項調査を綜

合して左の別表を得たり

状況

出獄者中無資産者に對しては改悛の情あるを否さなればす可成近隣の地主をして使役せしめて相當賃銀を與へ其他通切なる職	出獄歸河者に對する同方法は出獄人保護に依り典獄より通知の件及其他の事に付ては本人を役場に召集し嚴重に説諭を加へ夫れゝ家政を執らしめ居れり	規定せるものなし	無し	同上	活動狀態を認めず	山形縣西田川郡東	附村組合名別
本村は山間の村落にて一般人民質朴なるを以て村内に成長せるものゝ罪を犯すもの極めて稀な居れり	(イ)青年者に對しては年々神社又は學校等の一一定の場所に集合せしめ村長及醫務官村學校長有力者等出張して風紀衛生其他總て犯罪防遏に應する訓話を作し居れり	(イ)各大字其犯罪防遏に關する規約を設け各自警戒を爲さしめ居れり	記すべきものなし	秋田縣山形縣宮城郡七北	保護及防遏に關する活動として別段の施設方法なく隨つて之れか活動を認めず	秋田縣山形縣宮城郡七北	福島縣伊達郡立子山村
本村内には寺院眞宗二ヶ寺あり各寺住職共日夜佛道を修し村内	青森縣平津輕郡七	和村長阿部一郎氏	町長中島幾治氏報告	田正行氏報告	秋田縣山形縣宮城郡七北	田村長遠藤永次郎氏より報告	同縣雙葉郡津島
日犯罪者は多分鐵山出稼等の者其集會を利用し親しく修身訓話	青森縣平津輕郡七	和村長阿部一郎氏	和村長阿部一郎氏	和村長阿部一郎氏	和村長阿部一郎氏	和村長阿部一郎氏	和村長阿部一郎氏
氏報告	氏報告	氏報告	氏報告	氏報告	氏報告	氏報告	氏報告

(5) 出獄者に對する保護方法	(6) 犯罪防遏に對する方法	(7) 保護及防遏と宗教家
(1) 同 三〇九、 (イ)男 一九五、 (ロ)女 二五四、 (ロ)寄留犯 三、	(1) 大正三年四、 (2) 同 四年一、 (イ)在住犯 二、 遇し再び犯罪せしめざるゝ前非を悔ゆしむることに努め居れり云々	(1) 森林竊盜 一、 (2) 牛馬商取締規則違反 一、 (3) 渔業法違反 一、 (4) 竊盜 三、

(1) 同 三〇九、 (イ)男 一九五、 (ロ)女 二五四、 (ロ)寄留犯 三、	(1) 大正三年四、 (2) 同 四年一、 (イ)在住犯 二、 遇し再び犯罪せしめざるゝ前非を悔ゆしむることに努め居れり云々	(1) 大正三年四、 (2) 牛馬商取締規則違反 一、 (3) 渔業法違反 一、 (4) 竊盜 三、	(1) 大正三年四、 (2) 牛馬商取締規則違反 一、 (3) 渔業法違反 一、 (4) 竊盜 三、	(1) 軍用物毀棄逃亡 一、 (2) 刑金刑 二、 (3) 懲役三月 一、 (4) 初犯 三、	(1) 罷免 一、 (2) 調金 二、 (3) 初犯 五、 (4) 五、	0,161% 五、	0,123% 五、	福島縣伊達郡立子山村
---	---	---	---	--	---	-----------	-----------	------------

業を授け自活の道を講せしむるに努め居れり

なる故青年者の鐵山等へ出稼するを深く禁じ居れり又本村各部落細民は極めて部落の利潤に依り生計爲し居るより若し部落に竊盜するものあるときは部落山の入山を差止め収益を分與さるの規約を設けある爲め農産物等を竊取するもの稀なり

義務教育の時代より學校と家庭との聯絡を圖り各個の性癖に注目して懲らしめ其不心得を諭し将来再び斯る行爲を行はざらんことを警はしめ然して能く犯罪の動機並原因を究め其生活難に因るものに對しては相當の方法を以て生業に就かしめ破廉恥に基くものは村内宗教家と協力し

從來出獄歸村者並に犯罪者を出せる時は先づ村長は本人を役場に召喚して懲らしめ其不心得を諭し将来再び斯る行爲を行はざらんことを警はしめ然して能く犯罪の動機並原因を究め其生活難に因るものに對しては相當の方法を以て生業に就かしめ破廉恥に基くものは村内宗教家と協力し

意し卒業後村立補習學校に入學せしめ且つ德成會、處女會、婦人會等に入らしめ専ら精神の修養に力め又農家休日等を利用して通俗講演會を開き是等の會合には村長、學校長、名譽職、神官僧侶の宗教家等は必ず出席して感

教家の活動狀態は前項及前々項に因り窺ひ知ることを得るも村内宗教家は各寺に教會を開き又其他の會合に當り能く國民道德の大義を培へ博愛慈善の精神を修めるを訓へ又免囚の保護犯罪の防護に努め當地佛教慈善會の事業に盡瘁して能く其職分を勤し無爲に日月を送るか如き

福島縣伊達郡立子山村長高橋清藏氏報告

て精神的感化救濟に努め殊に犯罪者か所謂前科者として一般人より疎外せらるゝ結果社會的光明を失へ其精神を惡變する是最も虞るへきことなるを以て機會を利用して直接間接に一般村民に諭達し一面には免囚と一般人との交誼を親密ならしめて免囚及犯罪者は勿論其子女家族をして精神上慰安の途を與ふるに努めつゝあり

但し具體的の保護方法なし

化教育に努め専ら真風美俗を油養し間接に犯罪の防護を圖れり

ここなし

同上

保護及犯罪防護に対する村内宗教家の活動狀態に付ては是迄まで犯罪者僅少にして別に教説を加へ候程の事なき故從つて宗教家も餘り立入らざるなり

福島縣雙葉郡津島村葛尾村組合長今野美壽氏報告

一般人心の根底より改善せざるに關しては是非共宗教の力にて

へからず昨今世に行はるゝ方法  
の如きは皆枝葉一味の繁署を愚  
考す云々。

之等の資料によりて行刑と自治に對する吾人の所感を披陳せば

(1) 我國自治の犯罪に對する觀念の消極と積極とは

行刑上の實績効果に及ぶ影響至大なり

(イ) 今日行刑上の改善及効果問題は當然我國自治の發達にまで

渾然とするべからず

(ロ) 之意味に於て行刑に須らく地方的色彩と其處遇上に加味し

行刑と自治は接連すべきこそ

(2) 自治を根底とせる犯罪防遏は、警察、裁判監獄の効果を分離す

(3) 自治を根底とせざる保護事業は徹底を缺く全國教務主任會議席上本省諮詢案第十二項此點に一考せざれば解答の正鶴を失するを愚考す

以上要するに行刑と自治是れ司獄改善上忘るへからざる好箇の題目たるを感じ將來の研究に俟つへ

きを提言して結論とす

### 大阪監獄監獄醫 鈴木勇

## ○最近十三年間の死亡者に就て

本篇は單に一監獄内に於ける死亡數に過ぎざれども、大阪監獄は既に人の知る如く、その在監者數等に於て全國の監獄に冠たり、かるが故に當監獄に於ける事柄は、其の何物たるを問はず、皆何れも全國の監獄事業に關する研究資料の一端に位するものと信す、尙茲に一言可きは、余等は須く死亡數の關係理由を闡明す可しと大言し乍ら、後章の記載中甚だ説明の足らざる所多きは、余自らに愧づるところなれども、前述せし如く本篇は大に愧づるところなれども、前述せし如く本篇は

### 寄書

主として古き記錄を涉獵して得たる者にして、而も余が當監獄に奉職以來未だ一年餘に過ぎざるを以て、遠き以前の事に關しては記録に其の材料無かりし者にありては、如何とも手段の取る可きものなきため、往々名實相伴はざる結果を生じたるは、甚だ遺憾なり、又余は専門の統計家にあらざるを以て、頗る不完全の點多からんも以下逐次其の得たる所を叙述す可し。

#### 一、各年各月の死病數

年	月	元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一月	十二月	总计
36.	一月	一、三、五、五、三、二、二、四、七、	二、八、五、五、	六、										
37.	二月	四、八、三、一、〇、二、三、五、三、	四、七、〇、〇、	五、										
38.	三月	四、六、九、五、六、四、四、三、	一、三、九、一、	六、										
39.	四月	五、三、三、六、四、三、二、八、	五、八、九、三、	六、										
40.	五月	七、三、二、二、三、一、四、三、三、	四、一、四、〇、	三、										
41.	六月	四、四、五、一、二、四、二、三、七、	四、二、五、四、	四、										
42.	七月	四、五、五、四、四、四、六、五、七、	五、六、〇、一、	五、										
43.	八月	三、八、一、六、四、六、三、四、二、	六、六、〇、七、六、	七、										
44.	九月	四、七、三、六、一、四、九、一、	七、四、五、一、	六、										
45.	十月	二、三、三、三、二、三、二、六、〇、	三、六、四、五、	四、										
46.	十一月	六、八、五、四、三、二、四、六、八、	六、二、三、二、	六、										
47.	十二月	一、七、二、三、四、四、七、九、三、	三、六、	五、										
总计		44. 74. 46. 43. 38. 42. 49. 60. 52. 51. 72. 65. 30.	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
病		呼吸器	元、毛、云、云、三、云、七、云、云、	二、二、五、二、五、三、六、	一、									
年			一、七、四、六、五、二、四、二、〇、二、	一、〇、二、一、二、五、三、六、	四、									

#### 二、死亡者の病名

表が示すが如く、十三年間に於ける死亡總數は六百六十六人、一年の平均死亡數は五十一人強(五ー・二三)にして、約七日間に一人死亡せし割合なり、而して明治三十七年の死亡數最も多く、大正二年是れに亞ぎ、以下大正三年、明治四十三年、明治四十四年、大正元年の順に其數を減じ、大正二年是れに僅かに三十人となりて、最多數の年の半數に充たず、かくの如くに最終の年に其の死亡數の最も多きは、實に喜ぶ可き現象なり。

消化器	二、六、二、八、二、五、七、九、五、三、二、三、三、七、九、
泌尿器	三、五、三、一、一、一、三、三、一、一、四、三、元、
病院	二、二、二、三、四、二、四、五、三、一、三、八、四、四、
血行器	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
急姓傳	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
染病	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
微毒	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
中権神	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
經病	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
癌病	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
精神病	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
全身病	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
自殺	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
體揚	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
脚氣	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
外科的	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
病床	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、

屍體の多數は、京都醫科大學及び大阪醫科大學に於て解剖せしものにして、臨床上の診斷と解剖上の診斷とに差異ありしものは、解剖上の診斷に從ひて記述し、解剖せざりしものにして多少の疑ふ可き點ありしものは、その身分帳に綴付せる病床

役中の者常に平均三十三名、稍重症と認められて病監に在て休養するもの常に平均五名、合計常に平均三十八名を算す、其の他就役中の者にして、腸或は泌尿器の結核を患ひ、而も甚だ輕症なるために、患者自己も是を覺らす、醫も亦確診せざるもの的存在すること渺からざる可し、今この三百十七人の結核病中、最も多さは肺結核にして、三百五人を占め、其の内二百二人は單純の肺結核と認められ、百三人は胸、肋膜、腹膜或は脳の結核を発せしものなり、その他の十二人中には、肺に著變なくして單に骨或は關節の結核を起せるもの四人、脊椎「カリエス」と通稱せらるる結核性脊椎骨炎五、膀胱結核一、頸腺結核より終には結核脳膜炎を續發したりと認めらるるもの二を算す。

結核病に次ぎて多きを消化器系の疾病となす、全數九十人中、單純の胃加答兒、腸加答兒或は胃腸加答兒六十八にして、盲腸炎二、腹膜炎三、食道狭窄一、(其の原因は記録に明かならず) 腸閉塞症三。

肝硬變症四、胃潰瘍三にして、黃疽五を示す、尙此の他に肝膿瘍一名あり、黃疽は大部分器械的黃疽(殊に加答兒性黃疽)にして、高熱を伴える者一例ありしと雖、恐らくは膽道炎に因せしものならん、ミンコースキー氏の所謂 Parapadesis bilis 或はリーベルマイエル氏の瀰漫性黃疽 Diffusitnskeit Es ならずやと思はるるもの一例ありしが、是れも加答兒性黃疽の内に算入したり。

中権神經系統の疾病は、其の數に於て第三位を占む、全數五十八名中、脊髓を犯せるもの六名にして、脊髓瘻一、脊髓炎(何れも皆横斷性)五なり、脳の部にありては、急性化膿性脳膜炎三、脳出血十三・急性脳貧血三十六・進行性延髓球麻痺一なり、茲に吾人の大に注目すべきは、急性脳貧血患者の多きことなり、脳出血にありては、平素全然無病なるものの犯さる事は殆んど絶無にして脳出血の體質 Habitus apoplepticus なるものを主張する人もあるが如く、豫め脳に動脈硬化症或は動脈

日誌に照して余自ら病名を附したり、主病のみを擧げ續發症或は合併症を省略したり、等しく結核病と言ひ、消化器病と稱するは、甚だ漠然たる分類なれども、表に於て各自是を細記するは甚だしく煩雜なるを以て、其の細目は後段に詳記することせり、結核性脳膜炎、腦微毒は何れも一種の脳疾患にして、胃癌は消化器病に屬するものなれども、かくの如き特種の者は離して以て結核病、微毒、腫瘍等の内に收めたり、丹毒を急性傳染病に糖尿病、貧血等を等しく全身病なる名目の下に集めたるは、甚だ不穩當なれども、是れ唯だ便宜上かくせし者なり、備て本表を通覽するに、結核病最も多く、十三年間の合計三百十七人(約四七.五%)に達したるは、大に注目す可く且つ恐る可き現象なり、遠き以前の結核罹病者數を知る可き記録なきを以て、其の正確なる統計を得ること能はざれども、余が當監獄に奉職(大正三年七月)以來結核病(主として肺結核)と診定せられて、隔離就

瘤等が存在し、種々の誘因によつて出血するものなれども、急性脳貧血にありては然らず、無病者にも突發すること多きを以て、是れは豫知することを得ざる所謂不可抗の部に屬す可しと雖、又例令認む可き疾患は無くとも、生來虛弱の者に来ること多く、殊に心臓疾患の者には是れを起すこと稀ならざるを以て、監獄衛生上亦多少考慮す可き餘地あるものと信ず。次に位するものは呼吸器系統の疾患にして、合計四十七を算す、肺壊疽一・氣管枝擴張兼氣管枝加答兒二・肋膜炎十三。(主として滲出性・肋膜炎)肺氣腫一・氣管枝喘息四・「クルツ」性肺炎十五名。加答兒性肺炎四にして、「クルツ」性肺炎は明治三十七八年頃に多少流行性に來りしものと思はる、加答兒性肺炎が或人に稀なるは汎知の事實なるに、茲に本病の比較的多數を認めたるは、主として老血行器系の疾患四十三名中、心瓣膜病最も多くし人を犯したるがためなり。

て三十七名を出し、而も大多數は信帽闊閉鎖不全にして、大動脈口狹窄是れに亞げるは、一般醫學の文献に示すところと異なるところなし。殘餘六名の内、急性心内膜炎一・心囊炎一・大動脈瘤破裂一名あり、此他心臓破裂一名・急性心臓麻痺なる名目のもの一名ありと雖、此の前者にありては、恐くは心冠状動脈の硬化症等より延いては心實質の脂肪變性を起せしものにして、後者は如何なる者なりしか頗る判断に苦むところなれども、恐くは「シヨック」と認む可きか、泌尿器系統の疾病にて死亡せしもの二十九名に達す、余が茲に本篇に集めしは只だ大阪監獄本監に屬するものののみなるを以て、女囚は其の内になし從つて生殖器が死病となりし者の一名も表に見えざるは勿論の事なり、急性實質性腎臟炎七・眞性萎縮腎と認めらるるもの八、慢性腎炎(續發性腎炎)十一名・膀胱加答兒三を示す、全身病として記載せしもの二十二名内、慢性貧血五名あり、その

## 寄

貧血の由つて起れる源因は、痔出血性貧血一名を知るの他は、すべて暗黒なり、是れ其當時、血液検査等を怠りし罪なりと認めらる。

尿糖病二・敗血症一・腹血症一・尿毒症一をも本名

目の下に集めたり、尿毒症・腹血症が如何なる原發病竈より、如何なる状態の下に進みしか、記録中には乍遺憾是を見るを得ず、此の他老衰五名、營養消耗なる名稱のもの七あり、此の營養消耗なる者にありては、監獄衛生上決して輕視す可からざるところなれども、幸にして、是れは何れも主として明治四十年以前の死亡者なるは、大に慶賀す可き事柄なり。

精神病に於ては、白痴或は低能者をも此の部類に屬せしめ、其の數五名を算す、殘餘十二名中には早發癡狂三・單に精神病と診斷して其の如何なる精神病なるか、不明なるもの一、其他の八名は皆

asphyphilisと稱えられ、最近野口英世博士によつて、精神病に於ては、白痴或は低能者をも此の部類に属せしめ、其の數五名を算す、殘餘十二名中には早發癡狂三・單に精神病と診斷して其の如何なる精神病なるか、不明なるもの一、其他の八名は皆

asphyphilisと稱えられ、最近野口英世博士によつて、精神病に於ては、白痴或は低能者をも此の部類に属せしめ、其の數五名を算す、殘餘十二名中には早發癡狂三・單に精神病と診斷して其の如何なる精神病なるか、不明なるもの一、其他の八名は皆

asphyphilisと稱えられ、最近野口英世博士によつて、精神病に於ては、白痴或は低能者をも此の部類に属せしめ、其の數五名を算す、殘餘十二名中には早發癡狂三・單に精神病と診斷して其の如何なる精神病なるか、不明なるもの一、其他の八名は皆

此の數年間に是等の疾病を見ざるは又幸とす可なり、此他聊か不穩當なれども丹毒二名を此の内に包含す、

腫瘍は凡そ皆瘤腫にして、一名の肝臓癌を除きて他は何れも胃癌なり、

茲に甚だ奇怪なる名目、外科的疾患と稱せし者の内には痔瘻一、「カルブンケル」・腸腰筋炎一名を含む(未完)



## ◎佛心會の追弔法要及講演會の概況 通 信

佛心會は新潟縣南蒲原郡見付町一ヶ町村を一區域とし其區域内の出獄人の間接を目的とするものにして大正三年二月中高梨見付警察分署長の熱心なる斡旋と盡力とを以て該區域内の各宗五十ヶ寺の住職を創立者として組織せられ高梨氏は衆望に依り該會長に推薦せられ同年七月十九日發會式を行したるものなるが本年四月二十九日今町永閑寺に於て創立者中の六名會員中の八名被保護者中的一名の追弔法要を修行し之を好機として法要修行後免囚保護思想の普及を計る爲め免囚保護に關する講演會を開催したり當日創立者中の三十七ヶ寺住職及會員出席し來賓として島村檢事松山典獄齋藤教務主任堀新潟縣聯合保護會主事及附近の町村

長及び其他の重立、學校教員、遺族等男女約五百名參同し殆んど立錐の地なきに至れり會長は追弔法要修行の趣旨を述べ他住職等の讀經ありて莊嚴なる式を終り尋て會長の講演開催の辭及紹介に依り齋藤教務主任、松山典獄、島村檢事、堀主事の免囚保護に關する講演ありて午後五時閉會せり

### (○)米澤便り

#### 秋田道生

米澤驛に下車するご、廣い道路の左右に檐を列ねて櫻樹の植込んである其の通りを行くこと約二十丁もあらう右に折れ左に曲り、複雑な小路に米澤女監が建設せられてある。分監の看板がなければ這入る氣にならぬ程の表門であつた、表門脇の潜戸より這入ると事務所、木造平家で恰も公證人役場のやうな玄關がある。

右の入口は職員も新入者も出入する勝手で、此の建物が女監全體を支配する一切の中権である。余は村上分監長に面會を求むると、山形監獄より榮

轉の香川福島典獄殿が來監中であつて分監長頗る多忙と見受けらるゝから井上教誨師、林、佐藤兩看守部長に面會して居ると、傍らに女監取締が執務中で、何んとなく通信事務室のやうな感を起したのである。何れも叮嚀懇篤で、先づ井上教誨師に女囚の平生に就て聞くと、其の語る處量も詳細であつた。所謂女子と小人は養ひ難しで、元來女性は動作平靜を裝ふが故に猜疑嫉妬は其性癖とするの外なく、要するに前途の希望も極めて狹隘で思想も偏屈であるから男囚と異なり犯則の如きは一ヶ月數件で、其犯則たるや就中物品の包藏位いに過ざるものゝ由である。

當日の總員女囚百十五人、初犯八十四人、累犯三十人の割合で、其内矢張り竊盜の三十八人最も多數。

次は嬰兒殺二十人、放火十九人、詐欺恐喝五人の順位で其の犯罪動機に就て聞くに竊盜は生計困難が起因である。大都會の如く巧妙なる手段を以て

騙取萬引する様なものは稀で、或は虚榮心より裝飾品を偷むが如き類少なく、次に嬰兒殺は私通の結果、私生兒出生世間の醜評を避けんが爲めに、或は子澤山で生活難に苦しみ、若しくは一般生活の程度を高からしむるの結果扶養の困難となり其の行爲を敢てするもので、山間僻地のもの多いさうである。放火に就ては殆んど其地方により傳來的輕き意義に解して居る、放火は最も重き罪なるに拘らず僅かの遺恨で火を放ち無念を露さうとするので洵に怪しからぬ蠻風で、況んや色情若しくは怨恨の意趣返して重罪を敢てするものは無教育下層社會に多いとのことである。放火犯中十八歳未満のもの一名居る、氣の毒な犯情であつた、本人は良家に籍はれき給金を樂しみ勤勞する内、本人の親元が貧困の爲め毎月主家より直接給料を受取りたる結果、本人は給金のことより主家を恨み大慘劇を演するに至つた。さうで病的低能者も居る、其原因種々様々である、就中放火嬰兒殺し

落ち入つたか想像するに足るのである、之れから監房に行くと中央真中は見張り所で三面に分岐突き出して分房と雜居と區別せられて、十八歳未満、二十五歳未満及初犯者は夜間分房に付せられて居る、其の外晝夜獨房者も居る、要するに心理的觀察に依れば、孤獨は非常に苦痛であるらしい、之等女性は改善可能であるから獨房は確かに効果を收めることであらうと思ふ。

教育の點に就て歐洲の如く婦女の犯罪は教育が盛んで畢竟智識が増進して男子と等しく種々の場合に遭遇するが故に自然に犯罪も増加ある勢であると云ふ。然るに我が東北地方は無教育なるが故に犯罪増加する勢で全く正反対である、現に漸く讀書する程度の者三分一に過ない、其餘は全く無識の婦女であから教誨なども平易に説ないと少しも意味が徹底しないから何等趣味があると云ふ事もないために、啻至誠以て彼等の心を感動させることに努

めの如く無識の人民に刑の重きを知らしむるも救濟の一策であらうと思ふ、其の時林看守部長構内を案内する旨を告げられ、米澤驛發車に一時間余の婦人科の醫療器械が規律正しく配列せられて診療室も極めて清潔であつた。之れから二十五歳未満の工場に這入ると、初犯累犯左右に區分せられて十八歳未満の者五名離隔せられて作業は組紐工、絹工である、米澤には福島、宮城、秋田より移送するので移監當時は業種も業種であるから経験を有するものは少ないさうである。次に累犯工場を見るに麻工糸織工で之等は出獄してから内職するに適當業種である、殆んど米澤特産の絹機工なんぞ中止の状態で、工場内は空土間ばかりで極めて静肅で物淋しく感じた、此の現況より推量すれば歐洲戰亂の餘波、染料暴騰し需用供給に影響したのであらう、同地方の機業家は如何に困難に

めて居る、接見書信は良心を刺戟する大なる動機で確かに効果を奏すると云ふ教誨堂は中央二階の廣場で、正面少しく高い處に佛壇安置されて何れの監獄も同じ様な組織である。  
之から病監、浴場、炊場など兎も角各方面に涉つて細心に注意を拂はれて敬服の至りであつた。  
◎時事だより

▲法務局長の監獄視察 去る日豐島法務局長は三浦飯島霧山の三參事官を伴ひ、小督監獄を視察せられた、局務多忙の折柄にも拘はらず三人の參事官まで同伴の視察云ふからには何か特別の意味あり氣にも見へるし、勿論何れの場合は意味なきことのありよう筈もないのであるから、今其實地の模様から推察せらるゝ所によれば、元來受刑者は各自自渡されたる判決に對し、如何なる感想を有するを多しそするか、其一斑を察し且つ其中にも特に参考となるものなきがを観る爲めであつたらしく、専詳かに云へば彼等は夫々法定の手續を了して茲に至りたるもの、最早其執行に對しては心遣る所なく満足してあるべき筈なれど、人事必ずしも理論の如くならず、殊に又事後に公平なる觀察を濫けて當否を審判する時は、後政上幾多の教訓を與へられるこそ絶対でないからこそ云ふ様な頗る深慮ある明政賢治の義に則られる趣意であつた、執政者にして如斯

注意し來られし所以のものは、時勢の產物にして所謂大正式政治とも云ふべきか知られども、然りそは又司法當局の用意周到で謹度の公明正大なるに服せざるを得ない。

▲書面上の判断尤も慎むべし　公務上の事多くは皆書面に重きを置き、殆んど書面政治とも稱すべき觀爲すことは、古今に珍らしくないことであり、そして如此にして虚偽的惡政に陥らざるもの、未た曾て之れ無きことも明かであるに拘はらず、尙今日もすれば其弊に陥らんとする傾きあるは、先づ識者の大に警むべき所であろう。云ふ迄もなく總て書面なるものは、筆力の過不及による眞實を語り得るものでない、殊に感情は何時も筆意の主動力となるものであるからには、書面上にて眞相を得るとは到底不可能事と謂はねばならぬ。斯る明瞭の事柄あるに拘はらず、猶も書面政治を敢てして得たる實況の一般を通じて存するあるを見るは、濟々たる多士のある今日怪評に堪へぬ所でないか、行政上の事實如何は知る所でない、けれども道理は矢張變るとはないから、蓋し法務局長等の實地各本人等に就き、眞相を知らんとして貴重の時間を惜ます、足勞を顧みずして觀察せらるゝも、大に理由あると云はねばならぬ。書面政治の不可なるは、司法官が遇因上に實驗して、常に其非なるを悟る所であるのみならず、監督官職が實地を視して單に書面上に由りたる爲めに其判断を誤り、大なる馬鹿を見て不明の説を受けたると、斯くて行政をして遂に不結果に終らしめたる幾多の實例は乏しくないから、今更彼是申す程野暮である、然ち

にしても短期刑にては駄目であるとが、理論から考へても又實際から見ても明かになつて来る、何と云ふても眞の改悟と云ふものは、長い間の訓練を経てでなければ出來上る道理がない、尤も短期刑は短期刑で又其用ひ所があつて、利政上無くてならぬとは申す迄もなければ、刑本來の趣旨から論すれば完全に其目的を達ける道行として、是非共刑期は長きを要すとの結論に到達せざるを得ない。彼の不定刑期などの理論も此に其根據を有するのであつて、頗る實際的ののであるとは何人にも首肯せらるゝ所である其故に此理論は我邦の刑法にも自然加味せられてゐる。云ひ得るのは外でない、即ち假出獄の制限を頗る寛大に定め、僅々刑期三分の一を過ぎるを以て其限度させしは、立法者の用意蓋し此に存せしを見るべきであるまいが、既に如此制度も存するからには、尙更刑期は成るべく長きを可とせねばならぬ、云ふのは長刑は即ち其罰の徒爾ならざるを意味し、從て言渡される其當人に眞面目なる印象を與へ、斯くて反省を與へ教訓を施し悔悟を催かしに必然の効果があるからである、其代りに司獄官は亦行刑上に實撃なる努力をすると共に、假出獄の制度を活用する上に於て、細心の注意を以てし手ねかりの無き様に致す責任が、却々以て容易のものでないことを承知して貰はねばならぬとの議もあつた。

▲少年犯罪法　多年の問題である少年犯罪法も、起草委員として平沼檢事長谷田監獄局長花井法學博士の三氏が、専ら盡力になり既に股稿せしものに對し、主査委員として鈴木次官豊島法務局

にても尙懼れて憲むべきは矣々も此机上政治を廢して實際政治に重きを置くことであろう。

▲長期刑の効能　小菅監獄在監者中には其罪名の不良なる爲め、又は恩赦再入等の爲めに最近三四回其恩赦に浴せぬ者あり、若くは以前に僅々二日間の減刑を受けたる身分なるが故に、十有五年の長刑に對し何等の恩赦の及ばざりし類ひの者もある。法務局長等は先づ是等の者の感想は如何と云ふに着眼し、其れさまなしに本人共て身を亡ぼすも猶足らざるを思ふ位に恐縮して居る様、如何にも實體に殊勝らしく申立する者の多きを見て、今更の如く彼等悔改の状の顯著なるは、必ずしも司獄官の豫ての上申が杜撰のものでない事を證するに足るこ感せられた様にも思はれた、而して斯かる狀態にある者に對しても、猶判決當時の書面が先入主となり、何時迄も其力が働く爲めであるかないかは暫く措き、兎にも角にも法律は如其者共に對しても尙冷然爲す所なくして可なるものであるうかどうか之は考へものであるこの迷憤であつた、要するに如此眞心悔悟を催かすに方あるものは、矢張長刑期なるのお蔭であつて彼等は其れか爲めに落付て反省もし、又渺みくこそ刑の犯すべからざる威力をも感知するとか出来るのは疑ふべき餘地がないとの誤もあつた、

▲長期刑と假出獄　根本的に刑の目的を達せんさせば、如何



## ○埼玉縣比企郡聯合保護會

果の大なるものがゐるか、之を醫ふるに恰かも人體に新鮮の血を送るが如く、若し一度血滯ありて身體各部に血の循環なき時は、忽ち生命を失ひ少くも身體不適病に陥るは生理學上の原則であるから眞に我監獄界を活かして之をして生命あらしむるには矢張此理法に従ひ、血の循環の如く心臓即ち中央府の中心人物若くは其代表人物が頻々出焉せらるゝことが尤も必要であろう。本記者は其興味ある教訓的旅行談を、次號論上にて讀者と共に歓迎したいと思ふ。

埼玉縣下に於ける免囚保護事業發展の狀況及び正四年中に於ける保護成績に付いては前に報導せる所にして保護機關として埼玉自彊會は縣下に三十六の支部を有し其聯絡宜しきを得邊陬至らざるなく事業の活動を爲し又川越就實園は専ら少年出監者の保護に努め居り而して縣に於ては埼玉縣出獄人保護規程に依りて各警察署長、町村長が前記の保護機關と相呼應して努められつゝあり如此官民協力斯道に盡さるゝ爲め縣下一般の保護思想が日を逐ふて普及し行くは最も歡ぶべき所にして斯く保護思想の高まりたるも一朝一夕の故にあらず漸次茲に至りしものにて白井典獄は管内の警察署留置場巡視の際は必ず地方々々の埼玉自彊會各支

部にも立寄りて其實況を視察し保護上の懇談を爲し途すがら郡長等にも面談して保護事業の發展に一層の努力を希望し且つ警察官、町村長、寺院住職等保護に關係あるもの、聯絡を一層密にして活動せんことを希望し只管該思想の普及に努めつゝありて過般も比企郡内警察署、同分署、保護會支部等を巡視したる際警察署長、郡長にも尙ほ懇談を試みたる所ありしが去る四月下旬比企郡は一種の聯合保護協會並に被保護者に對する講話會を開催するに至れり今其概況を報せんに即ち松岡松山

警察署長は奥田比企郡長と協議して四月二十七日松山町比企郡會議事堂に於て同郡内に於ける被保護者の懇話會を催し關係町村長及び寺院住職の出席を求めて白井典獄及び小池教誨師は之に出席せり各町村長は同日早朝より所轄町村内に於ける被保護

者を同行して會場に來集し多數の寺院住職も亦出席し午前九時に至るや松岡松山警察署長は本日の會を催したる趣旨を述べ次に白井典獄は一は被保護者に對し一は保護者たる町村長及び寺院住職に對し兩方面を渾一して的確なる講話を爲し大に被保護者及び保護者の感動を惹起せり小池教誨師亦被保護者に對し漫然他郷に彷徨せずして堅く家を守り業務の爲には身骨を摧き常に保護者の指導を受け何事も須らく保護者に頼りて適當の方法を講じ隠私間姑息の處置の爲め身を誤るが如きことなきを要すと適實なる希望を述べ次で郡長は被保護者及び保護者に對して益協力精勵の要を說き最後に警察署長は至誠てふ題下に熱辯を振ひ其述ぶる所悉く來會被保護者の意氣に呼應し腦裡に深く浸染し被保護者は大に力を得たるの感融然として溢れたるの狀見ゆ而して町村長、寺院住職も被保護者感動の狀を見て益保護の必要を直感したるものゝ如く講話終りて後聯合協議を遂げ午後二時閉

會せり

實に今回の舉たるや當縣下保護事業の上に一段の氣勢を添へ他の各郡も自然此の成績に誇はるべく益斯業に向つて注意を喚起し保護思想普及するに至るものと思惟せらるゝ所なり

### ○保護事業講演會

宮城縣鹽釜町有志並に地方寺院の主催にて去月二十八日同町雲上寺に於て保護事業の講演會を開會せられ鹽釜町長を初め町會議員教育家宗教家等聽講者約二百名に達し頗る盛會なりしと云ふ其次第左の如し

#### 一、開會の辭

根本鹽釜町長

#### 二、出監者保護の狀況

治濟會氏家主事

#### 三、行刑に就て

江澤典獄

#### 四、刑罰の目的

三木檢事長

#### 五、閉會の辭

小松鹽釜警察署長

彙

報

## ○盛岡監獄特設少年監落成

### ●沿革

盛岡監獄特設少年監は大正二年七月起工し同三年九月

豫定工事の幾部即ち夜間獨居監雜居監及附屬檢身場工作場浴場等の工事終了を待ち從來宮城檢訴院管内に於ける少年受刑者は全部の移送を受け開監し爾來東北六監獄に於ける新に受刑せし少年者を悉く收容し設備不完全なるも既に行刑に着手し一面殘部工事たる嚴正獨居監及附屬教場浴場運動場等既定設計に依り工事を繼續し本年一月に至り全く豫定工事の落成を告ぐるに至りたるな

以て去る四月三十日午前十一時同監獄教誨場に於て落成式を舉行したり

### ●落成式概況

當日の來賓は特に臨場せられたる谷田監獄局長を始め江澤松本兩典獄及黒田小田原分監長其他地方知名の士

百餘名にして定刻を以て引野典獄は來賓一同を式場に案内し式典舉行の旨を告げ壇に立ち式辭を朗讀し次に谷田監獄局長は不具少年の犯罪に陥る徑路より説き起し此の時代に於ける感化教育の忽諸に付すべからざる所以並各國共年々是等不良少年増加の傾

## 彙

向あり歐米各國之れが減少所遇に擔心しつゝあるも我國に於ては世間一般未だ此に耳を傾くる者尠く冷然藐視の狀態にあるを慨き特に少年監を盛岡に移すに至りたる由來を述へ建築に關し官民有力者の援助を謝するを同時に職員の勤労を謝し併せて將來奮勵努力を促して辭を結ばれ次に大津岩手縣知事は少年犯罰者を出せるは家庭の罪なり社會の罪なり吾人牧民官としての責任も亦免るへからざる所にして誠に慚愧に堪へず茲に完全に近き少年監の落成を告げ夙に令名ある引野典獄指導の下に感化教育を施さるゝに於ては將來必ずや顯著なる效果あるべく國家の爲慶すべしことを繰述して祝意を表し次に川井盛岡地方裁判所長小野澤同裁判所檢事正工藤辯護士會長の祝辭あり午後一時式を閉じ引野來賓一同は職員に導かれて少年監の參觀を爲し夫れより事務所樓上に於て立食の饗應あり主客懇談の裡に時を移し一同退散せしは午後三時頃なりき引野典獄の式辭は左の如し

### 式辭

維時大正五年四月三十日百花齊放春色時に更闌を告げんとす我盛岡監獄特設少年監の新築完成を告げ茲に日本を下して落成の式を舉行するに方り閣下並に來賓諸賢の賀臨を辱ふし式場に勝離たる光彩を添へたるは小官として無上の光榮たる而已ならず我特設少年監前途の爲めに祝福して感激自禁する能ばざる所なり伏して惟るに少年犯罪の減少防遏及少年受刑者の行刑處遇の方法手段は夙に學者實務家の苦心焦慮して研究日も尚足らざる所なり

蓋少年犯罰者に對する科刑及行刑の運用如何は其效果の依て或るゝ所と見て國力の消長國運の隆替に多大の關係を有せざるはなく之を刑事政策よりするも將た社會政策よりするも焦眉の急務たる者をばなく近者獄制分類拘禁制度の發達に伴ひて監獄行政區劃の権要なる土地に少年監を特設せられたるもの亦是が爲めならざるはなし本少年監は奥羽六縣に於ける少年受刑者を集禁し以て當局指針の下に本來の效果目的を收めんが爲め特に盛岡監獄構内に指定せられたり小官當時旨を承け本工事の規畫を第一期二期及繼續工事の三年度に分割し其一期工事として夜間獨居監雜居監工作場檢身場敷地雜居浴場等を設計圖案して裏申認可せられ去る大正二年七月を以て起工し夙夜工事を督して同三年七月を竣成せり抑も少年受刑者の行刑處遇の運用は治獄の骨體たり爾來研究幾たひせる結果本少年監には純然たる階級累進制度を以て適用せんことを決定し同時に作業の施設教育の方策規程等多くは既設少年監の實驗に參照し特に谷田監獄局長閣下の指教に待ちて其の根本義を確定し大正三年十月一日を以て豫定の福島監獄中村出張所收容の少年受刑者全體の移送を受け階級處遇の分類拘禁に依りて行刑處遇の一着歩を印するに至りしものなり第二期工事は嚴正獨居監個人分禁浴場等の設計にして同三年五月起工し同四年五月之を竣工し其の建築工事は個人分禁敷場同運動場渡り廊下等の設計に

して更に同年六月を以て起工し同五年二月を以て完成を告げ茲に全く豫定計畫の少年特設監の新營工事を終了するに至れり本少年

監の設計は當初より主として堅牢と實質上の便益を圖り以て戒護検査其他の施設に適應せしめんことを熟慮して自他既設監舍の最澄建築學上の長所を參照して規範せるものなり。本少年監の位置は盛岡市の東北に僻在し前方は汪洋たる北上川の流域に沿ひ後方は通四隣は茫茫たる農圃にして所在人烟稀少大氣亦清潔にして風物自然寧馨を覺ゆるものあるを以て行刑と教養感化上に好適の土地たるを知るべく本少年監の周辺は煉瓦造高さ十二尺厚さ三尺の堅壁を以て防護せられ通用監門一たび閉ばれ絶対に内外透視を許さず成年監との隔離自然要求以上を保證せり本敷地は當時現存せし拘留監女監等の建造物を他に移動して之を充用したるものにして土壇は硬質山岳層にて水質亦佳良なり總面積二千〇八十一坪餘を占有す。本少年監の構造は全部木造平家建にして基礎工事「コンクリート」煉瓦瓦葺にして天窓の裝置ば採光に資し且つ監房の容積構造等は事々通風換気を主として保健上に留意せり然り而して是等の建築物に充用したる總坪數は六百七十三坪三合餘にして其の工事費額は合計二萬二千六百三十圓七十一錢六厘に上れり小官の此の建築上に苦心せしと經濟節約利用せしては煉瓦工事所要の砂利は經營局の援助に依りて全部無償にて採取し用材の大部份は林區署に交渉して直接購入し又器皿器械類の大半は秋田甲府監獄の保管轉換によりて之を充たし且つ建築技師の受刑者は東北乃至東京千葉甲府監獄より即時移送を受けて使役せるを以て絶対に外部より

固鎖すれば小官が乏を盛岡監獄典獄に承け少年特設監新營工事の責任に膺り常勤來工營を統へて之を完成し而して啟用せる少年受刑者に對する行刑處遇の施設及び所管大率斯の如し開闢以來日月を経みするこゝ一年有餘未だ以て寸効の見るに足るへきものなきはされば即ち可ならんとの見地に立脚したればなり。一に小官微力の致す所なり今や落成式を擧ぐるに方り過去一年有餘の少年監經過史を編算し自ら之を繰讀し而して閣下及來賓諸賢者に對する行刑處遇の施設及び所管大率斯の如し開闢以來日月を経みするこゝ一年有餘未だ以て寸効の見るに足るへきものなきはされば即ち可ならんとの見地に立脚したればなり。一に小官微力の致す所なり今や落成式を擧ぐるに方り過去一年有餘の少年監經過史を編算し自ら之を繰讀し而して開闢以來日月を経みするこゝ一年有餘未だ以て寸効の見るに足るへきものなきはされば即ち可ならんとの見地に立脚したればなり。一に小官微力の致す所なり今や落成式を擧ぐるに方り過去一年有餘の少年監經過史を編算し自ら之を繰讀し而して開闢以來日月を経みするこゝ一年有餘未だ以て寸効の見るに足るへきものなきはされば即ち可ならんとの見地に立脚したればなり。一に小官微力の致す所なり今や落成式を擧ぐるに方り過去一年有餘の少年監經過史を編算し自ら之を繰讀し而して開闢以來日月を経みするこゝ一年有餘未だ以て寸効の見るに足るへきものなきはされば即ち可ならんとの見地に立脚したればなり。一に小官微力の致す所なり今や落成式を擧ぐるに方り過去一年有餘の少年監經過史を編算し自ら之を繰讀し而して開闢以來日月を経みするこゝ一年有餘未だ以て寸効の見るに足るへきものなきはされば即ち可ならんとの見地に立脚したればなり。

し併せて閣下及來賓諸賢の高感に副はんことを期す之を以て式辭に代ふと云爾

大正五年四月三十日

### 盛岡監獄

典獄從七位引野信夫

○幼年裁判法の脱稿 幼年裁判法は既に法律取調起草委員

に於て脱稿せるも本法の實施に就ては取容監の設備、感化教育法等に巨額の經費を要する爲め司法省にては苦心考慮中なるが内務省にては不良少年と目すべき者全國に約十萬餘人を算すれども現行

法にては滿十四歳未滿の者は無能力者として制裁を加ふる能はず爲めに不良少年の跋扈甚しきより該法の制定を希望しつゝあり來議會には本案の提出を見るべきか云々

○刑事被告人の逃走 宮城監獄古川出張所在監獄事件被

告人石橋捨吉は五月二十日午前二時半頃居房前扉の右側鐵格子杉材窓上縁の隅三角形に幅四寸八分長一尺一寸五分厚六分五厘の所を搔き取り縦格子長二尺三分徑七分の丸鐵棒一本を横横の所より曲げ外し一本を左方に曲げ其間より脱出し外圍塀を踰越走したり

客に見せしむるに忍びざる爲め一時戸を閉ぢ繩を放ちたるより彼は扇の右上部の小窓を開き車外に吊り下り地上に落ち逃走せるを以て警察署と協力し追跡中同日午後一時頃同駅附近の四號五號櫻道の間に於て驅夫案の爲め逮捕せらるる然るに犯人は頭部右手及兩足に重傷を負ひ歩む能はざる状態に在りたり

○受刑者の逃走 安濃津監獄より小管監獄へ警察傳遞に有し押送せる受刑者懲役十二年補木久吉は四月二十三日午後三時十四分愛知縣御富驛にて静岡縣濱松警察署へ押途中舞坂驛を東方約一里離れたる驛所に於て護送巡回の隙を窺ひ汽車の窓より飛出し逃走したるもの翌二十四日浜松警察署に於て逮捕したり

○受刑者の逃走未遂 神戸監獄在監受刑者懲役二十年龜村鐵藏は四月三十日午後一時二十分頃集合教誨の爲め甲監全部の受刑者を教誨室に繰込むべく全房を開扉したるに出房の際看守の隙を窺ひ窓に居房の裏手に迂回潜伏し受持看守の受刑者全部を引率し同監を引揚くるを待ち第三監の方向に赴きしも引返して第一獨居監附屬監房裏手に到り無双窓に攀ぢ上り境界板塀を躊躇し初犯工場内庭に飛降り豫め竹箸を以て造り居たる棒鎌を以て同所小門及第二工場北手なる出入口の戸を開き工場内に忍入り麻縄約二丈五尺を取出し桶工材料の竹の先端に結束し外圍塀に打掛け攀越せんとする際南門見張看守に發見せられ追跡の結果監獄を距る東南約五丁大井通なる空家に潜伏中を逮捕せり

○受刑者の逃走未遂 関山監獄津山分監在監受刑者懲役四

年坂手嶋四郎は五月一日許可を得て工場外便所に行き舗席の際便所脇なる獄衣倉庫と三工場間の板塀に飛付き屋根に身を移し逃走せんとしたるを發見せられ屋上より飛び降りんとする所を直ちに逮捕せる由因に右工場は外路に沿ひ建設ありて工場裏には外圍塀に對する失態の結果と良心の呵責に脛脂したるらしき

○受刑者の變死 大阪監獄鶴川分監在監受刑者懲役十二年木村直吉は五月四日午前四時頃監房裏手窓鐵格子帶金に貸與の帶を懸け縊死せり原因は老齢にして今後長期の刑を執行せらるゝを悲観したものならん

○受刑者の縊死 長崎監獄在監受刑者無期懲役三浦安太郎は刑法第七十三條罪にて獨居拘禁中の者なるが五月十八日午後零時十分頃監房裏窓の鐵ガートに着用の單長衣一枚に各縫着しめる紐(帶代用平縫さす)を取外し之を結び纏き縊死を遂げたり原因として何等悲觀等の狀あるを認めず一意既往の罪惡を悔悟せるものならん

○農場小屋の火災 十勝監獄農場小屋一棟建坪四十八坪は四月二十八日午後零時十分頃より同四十分頃迄に全く焼失せり

原因是其附近の畑に牛蒡掘出の爲め出役せる外役組が晝食に際し受刑者三十五名に該小屋を隔る六間看守四名は四間の處に於て食事をなし其湯沸の爲め各炭火を置きたるも食後は豫て調示し置きたる如く水を注ぎて消火し土を蔽ひて引上げたるを認められたるも食後未だ消火に至らざる間に於て該小屋に立掛けありし麻縄の一束が風の爲めに右炭火の傍に倒れ直に之を立て直し置きたる事實あり或は麻縄の倒せしき散火の附着に氣付かず其儘引揚げたる結果ならん

○受刑者の縊死 豊多摩監獄在監受刑者竊盜初犯懲役八月石井由松は六月四日午後八時頃居房に於て貸與の帶長三尺のものを高六尺なる居房外面窓の鐵格子に懸け用水桶を踏轍させ監房正面に向ひ帶の兩端を後頭部左右側面より喉頭部に緊結し桶を蹴除き垂下して自殺を遂げたり原因としては妻子重病に罹り其療養に負債を生じ困窮の結果就職せる會社の鉛管を竊取し處刑せられ爾後妻子は父母の辭に到り極めて困難せる状況なる爲め往々悔恨し前途を悲愴せるなるべし

○慰勞會其他 去月初旬退せられたる元豊多摩監獄典獄森元祐氏並に松隈島田兩典獄に對する慰勞及び送別會は坪井典獄北島主事等の發企にて五月十一日午後六時より東台常盤華壇に於て開催せり席定まるや坪井氏の開會の挨拶あり尋て谷田監

獄局長の森氏に對する惜別の辭辭別の辭あり言々莊重にして而かも深厚なる情誼を含み滿堂の聽者をして傾動せしめられたり終て森外ニ氏の懇篤なる謝辭ありたる後饗宴に移り歡談湧くが如く同夜九時過ぎ散會を告く當夜の出席者は前記の諸氏及び眞木監獄事務官谷野判事山岡三浦の各參事官原檢事有馬辻典獄及東京所在



叙

任

教諭師(福島) 原 卓一

教諭師ナ命ス八級俸下賜福島監獄勤務ヲ命ス

從五位勳六等(本會主事)

北島 貞吉

同

同

同

同

同

同

同

敍正八位

敍正六位

敍從七位

敍正七位

山口監獄勤務ヲ命ス

看守長(下關分監長) 宮重彦助

同

同

同

同

同

同

同

敍動七等

同

駒澤和吉郎

同

給七級俸福島監獄若松分監長ナ命ス

京都監獄宮津分監長ナ命ス

敍正八位

敍正六等

敍從七位

敍從八位

敍從九位

敍從十位

敍從十一位

敍從十二位

敍從十三位

敍從十四位

敍從十五位

敍從十六位

敍從十七位

敍從十八位

敍從十九位

敍從二十位

敍從二十一位

敍從二十二位

敍從二十三位

敍從二十四位

敍從二十五位

敍從二十六位

敍從二十七位

敍從二十八位

敍從二十九位

敍從三十位

敍從三十一位

敍從三十二位

敍從三十三位

敍從三十四位

敍從三十五位

敍從三十六位

敍從三十七位

敍從三十八位

敍從三十九位

敍從四十位

敍從四十一位

敍從四十二位

敍從四十三位

敍從四十四位

敍從四十五位

敍從四十六位

敍從四十七位

敍從四十八位

敍從四十九位

敍從五十位

敍從五十一位

敍從五十二位

敍從五十三位

敍從五十四位

敍從五十五位

敍從五十六位

敍從五十七位

敍從五十八位

敍從五十九位

## ○監獄協會々報

の中に演了せられ後別室に於て茶菓の饗應あり同六時散會を告く本日會同者の氏名左の如し(練習生の氏名は省略す)

五月十三日(第一土曜日)午後二時より本會樓上に於て茶話會を開催す會員は例刻より續々參集あり本日の講師は成蹊實務學校々長中村春二氏なり講演前同氏に係る普化道場發起人明暗教會支部長宮川如山氏の「阿字觀の譜」と稱ふる尺八の演奏あり劉曉幽遠の調甚深微妙にして頗る滿堂の心耳を清めしめたり終て中村氏の「心の持方」なる演題の下に人は日常坐臥の間にも精神を充實して事物に接するの覺悟あるべく苟も放心するが如きことなからんを要すと說き次に衣食住の心掛より哀歎苦樂の間に處する心身の鍛練に及び之に對する幾多の事例實驗を援用して約二時間半に亘り最も通俗的に趣味深き講話を試み午後五時聽衆喝采

川侯 啓次	黒田源太郎	河合 哲
小原綱五郎	大場 正雄	澤田利喜三
青木七太郎	齊藤 敏二	河合 哲
池田 常吉	ト部 基	柴田常次郎
武田 慧宏	大草東三郎	大草東三郎
梶田 一郎	山内 末吉	山内 末吉
林 葵治	加藤 清一	加藤 清一
橋本 仙助	松岸 慎恭	長谷川鉢太郎
秋元源次郎	飯島 藤作	本良 英龍
佐藤 貞文	河村 仁造	澤渡藤太郎
長山 始	景山 榮志	西原 幸藏
山口 知信	木村 恵教	藤井 晃照
半澤元三郎	秋庭 正道	羽柴 瑛助
金子 泰雄	横山 豊次	平谷徳太郎
渡邊千代三	小池 博道	木下 篤英
森 元祐	赤城 一雄	禿子 謙成
北島 夏吉	柴田 吉藏	伊藤 義次
谷田 三郎	白井 勇松	野口 謙造
三浦 貢	鈴木 養之助	川上 里司
眞木 齋	塗井 友音	大庭 朝一
喬	渡邊透太郎	（同）穂田長右衛門
	坂野義太郎	（同）伊藤新三郎
	加藤喜三郎	（同）人
	坪井 直彦	（同）足立 豊
	白井 勇松	（同）新瀉 藤原 弘
	三浦 貢	（同）和歌山 井戸兵之助
	眞木 齋	（同）杉原 磨楠
	喬	（同）（同）（同）



六月十日(第二土曜日)午後二時半より本會樓上に於て茶話會を開き北島主事の刑事裁判に關する憶舊談あり終りに谷田監獄局長の一時間餘に涉る歐洲に於ける司獄官の執務に關する趣味深き講演ありき尙次號を以て詳況を報導すべし

## ○贈與金

客月六日附を以て元豊多摩地方部長森元祐氏に特に金貳百圓を又同月十二日二十七日及び本月六日附を以て本會々則第十一條第一項第三號乃至第五號に依り元札幌監獄看守岡野富之助氏外四十七名に對し參圓以上十二圓迄の金員を贈與したり

## ○理事就任

元典獄木名瀬禮助氏の死亡並に元典獄森元祐氏の退官に付き後任典獄(東京)野口謹造氏及び典獄(豊多摩)鈴木信彌の兩氏は本會並に野口氏は輔成會の理事として孰も就任せり

## ○輔成會々報

府 縣 名	稱 所 在 地	保 護 方 法	保 護 區 域
埼玉 第三十七支部 <small>(埼玉自體會 入間郡名和村 間禪寺内)</small>			
滋賀 滋賀縣坂田郡 <small>(滋賀縣坂田郡 出獄人保護會 役所内)</small>			
坂田郡一圓			

## ○保護會の移轉



## 司法省監獄公文

書領收欄印紙貼用ノ箇所ニ必ス其ノ要否ヲ明記シ發行ノコトニ取扱相成度從來ト雖其ノ旨記載スル

モノナキニアラサルモ往々區々ニ相成居候趣ニ付

此ノ際一般ニ御訓示相成度依命此段及御通牒候也

○司法省會甲第一〇一五號(大正五年五月二十四日司法)

歲出金支拂ニ關シ仕拂通知書ヲ發スル場合ニ於テ

ハ收入印紙貼用ノ要否ヲ明記スヘキ旨別紙ノ通大

藏省ヨリ申越有之候條此段及通牒候也

(別紙)

往第四九〇二號

大正五年五月十八日

大藏次官 菅原通敬

司法次官法學博士鈴木喜三郎殿

各廳歲出金ノ支拂ニ關シ金額五圓以上ニシテ營業

ニ關スルモノハ印紙稅法ニ依リ受取書ニ收入印紙

ヲ貼用セシムヘキ善ノ處仕拂ニ當リ金庫又ハ郵便局ニ於テ其ノ貼用ナキモノニ對シ營業ニ關スルモノナリヤ否ヤヲ判別シ印紙ヲ貼用セシムルコトハ困難不勝趣ニ付今後ハ仕拂命令官ニ於テ仕拂通知

(イ)仕拂命令ヲ當テタル金庫以外ノ金庫ノ振換拂ニ變更ヲ要スルトキ

(ロ)仕拂命令ヲ當テタル金庫以外ノ金庫ノ所在在地外ニ在ル郵便局ノ繩替拂ニ變更ヲ要スルト

キ

二 金庫ヲシテ振替拂ヲ爲サシムル仕拂命令ハ左  
ノ場合ニ限リ訂正スルモ差支ナシ但シ債主カ仕

拂金庫ニ對シ送金ノ請求ヲ爲シタル後ハ此ノ限  
リニ在ラス

(イ)振換拂金庫ノ指定ノ變更ヲ要スルトキ  
(ロ)當該振換拂金庫以外ノ金庫ノ所在地外ニ在

(ハ)仕拂命令ヲ當テタル金庫ノ仕拂ニ變更ヲ要  
スルトキ

(イ)振換拂金庫ノ指定ノ變更ヲ要スルトキ  
(ロ)當該振換拂金庫以外ノ金庫ノ所在地外ニ在

(ハ)仕拂命令ヲ當テタル金庫ノ仕拂ニ變更ヲ要  
スルトキ

三 郵便局ヲシテ綠替拂ヲ爲サシムル仕拂命令ハ

左ノ場合ニ限リ訂正スルモ差支ナシ

(イ)綠替拂郵便局ノ指定ノ變更ヲ要スルトキ  
(ロ)債主カ金庫所在地ニ移轉シタルカ爲金庫ノ

仕拂(振替)  
(拂共)ニ變更ヲ要スルトキ

(ハ)當該綠替拂郵便局ノ所在地ヲ出納區域トス  
ル金庫以外ノ金庫ノ仕拂(振替)  
(拂共)ニ變更ヲ要ス  
ルトキ

左記會計法規解説ハ司法省會計課員ノ談ナリ  
○領置金臺帳ト歲入歲出外視金出納計算書ノ受入  
證憑書

領置金臺帳作業賞與金ノ部ニ於ケル受入金額ニハ  
其時時典獄ノ檢印ヲ受置キ之ヲ以テ歲入歲出外現  
金出納計算書ノ受入證憑書ニ充用シ差支ナキモノ  
トス(大正三年司法省會甲第五五七號通牒第一〇  
項參照)

四 仕拂命令官訂正ヲ要スルトキハ適宜ノ訂正請

求書ヲ金庫ニ送付シ曩ニ債主ニ交付シタル歲出  
金仕拂通知書ハ必之ヲ返還セシメ更ニ正當ナル

モノヲ調製交付スヘキモノトス尙集合仕拂命令  
ニ係ルモノハ訂正請求書ノ外訂正ヲ要スル部分

ニ對シ正當ノ金額氏名表ヲ金庫ニ送付スルヲ要  
ス

# 最新刊

# 刑法訴訟法

東京帝國大學  
法科大學教授

法學博士牧野英一先生著

冊一全製上布總判菊  
(頁十四百三數紙總)  
錢拾五圓壹金 價 正  
◎錢八金地內料送◎

本書は著者が東京帝國大學法科大學に於て講義せられたる稿本に依り、幾多の訂正を加へ公にせられしもの、僅々參百五拾頁に充たさる紙數の裡に、現行刑事訴訟法の全部に亘りて其の理論を書き、簡明直截甚だ要を得たるものなると同時に、一々判例を引用して法規が實際上如何に運用されつゝあるかを明かにしたるものなり。受験者、初學者の爲めに階梯として無二の好伴侣たる可く、司法官辯護士の爲めに執務上極めて有益なる参考書たる可し。

士博學法  
英牧野著  
先生先

叢書  
學  
編 第一

# 刑法と社會思潮

行發日五月六

菊判 全一冊 紙數約三百頁

正價金壹圓

送料金八錢

町通橋ツ一區田神市京東  
京東替振番〇七三 閣斐有  
番三二三 番九四四 本電局話

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、  
場合ノ注意

氏名	加入者番號	口座番號	東京貳五〇五九番
----	-------	------	----------

大正五年六月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼編輯人 東京市麻布區筭町二十六番地  
印刷人 東京市四谷區愛住町二番地 吉良磯村政富  
印刷所 東京市麴町區下六番町十七番地  
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地 同同勞舍  
發行所 東京市麴町區西日比谷町壹番地  
監獄賣捌所 同同

東京協會書院